

第 2 号

(6月19日)

令和6年 熊本県議会6月定例会会議録

第2号

令和6年6月19日(水曜日)

議事日程 第2号

令和6年6月19日(水曜日)午前10時開議

第1 代表質問(議案に対する質疑並びに県の
一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問(議案に対する質疑並びに
県の一般事務について)

出席議員氏名(49人)

星 野 愛 斗 君
高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君
亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君
杉 嶋 ミ カ さん
立 山 大二郎 君
斎 藤 陽 子 さん
堤 泰 之 君
南 部 隼 平 君
本 田 雄 三 君
岩 田 智 子 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君
城 戸 淳 君
西 村 尚 武 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君

中 村 亮 彦 君
高 島 和 男 君
末 松 直 洋 君
増 永 慎一郎 君
前 田 憲 秀 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君
河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君
橋 口 海 平 君
緒 方 勇 二 君
高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君
内 野 幸 喜 君
山 口 裕 君
岩 中 伸 司 君
城 下 広 作 君
西 聖 一 君
鎌 田 聡 君
瀧 上 陽 一 君
坂 田 孝 志 君
溝 口 幸 治 君
池 田 和 貴 君
吉 永 和 世 君
松 田 三 郎 君
藤 川 隆 夫 君
岩 下 栄 一 君
前 川 收 君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君
副 知 事 竹 内 信 義 君
副 知 事 亀 崎 直 隆 君
知事公室長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 小 金 丸 健 君
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 阪 本 清 貴 君
理 事 府 高 隆 君
健康福祉部長 下 山 薫 さん
環境生活部長 小 原 雅 之 君
商工労働部長 三 輪 孝 之 君
観光戦略部長 倉 光 麻里子 さん
農林水産部長 千 田 真 寿 君
土 木 部 長 宮 島 哲 哉 君
会 計 管 理 者 川 元 敦 司 君
企 業 局 長 深 川 元 樹 君
病 院 事 業 者 平 井 宏 英 君
管 理 者
教 育 長 白 石 伸 一 君
警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君
人 事 委 員 会 城 内 智 昭 君
事 務 局 長
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事 務 局 次 長 本 田 敦 美
兼 総 務 課 長
議 事 課 長 富 田 博 英
議 事 課 長 補 佐 岡 部 康 夫

午前10時開議

○議長(山口裕君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 代表質問

○議長(山口裕君) 日程に従いまして、日程第1、代表質問を行います。

発言の通告がありますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人100分以内の質疑応答でありますので、さよう御承知願います。

自由民主党前川収君。

〔前川収君登壇〕(拍手)

○前川収君 皆さん、おはようございます。菊池市選出・自由民主党の前川収でございます。

今回は、木村知事が初めて本会議、定例会に臨んでいただく一番最初の代表質問で、質問者という光栄をいただきまして、我が党の関係者の皆さん方に心からお礼を申し上げたいというふうに思っております。

振り返ると、16年前の蒲島知事の一番最初の同じ議会、そこでも、実は私が代表質問で最初に質問をさせていただいておりました。改めて、ありがたい機会をいただいているなと思っておりますけれども、実はそのときも、今回一番最初に用意をしております知事の政治的スタンスについてということも16年前も聞いております。今回も似たような質問ではありますけれども、やっぱり長い間行政マン、地方自治のど真ん中で頑張っておみえになった木村さんが、選挙を終えて政治家という形、行政マンから政治家というような形に変わったこの瞬間の中で、知事の政治スタンスということを知りたいというふうに思っております。

今回の知事選において、我々自民党熊本県連は、県民のための知事をつくるということを基本理念とし、蒲島前知事が16年かけて築き上げてこられた熊本のよき流れをしっかりと継承し、県政を次のステージに導いてくれる最高の候補者として木村敬さんに出馬要請をし、推薦候補として、我が党を挙げて応援をさせていただきました。

出馬要請を決めた理由をもう少し詳しく申し上げ

げますと、蒲島県政において副知事として知事を支えてこられたことに加え、総務省出身で国とのパイプもあること、そして何より大事なことは、県職員や副知事として、熊本のために情熱を持って働き、熊本の現状について今一番知っている人物、いわゆる即戦力と評価したものであります。

選挙期間中、県内の全ての市町村を訪問し、様々な方々の声に耳を傾ける姿を間近で拝見し、街頭にてそれぞれの地域の課題や特性を語られる姿を見ながら、これからの県政を任せるかじ取り役として最もふさわしい人物であるということをさらに確信いたしました。

そして、見事に当選され、これからの熊本を担う新たな知事として就任された直後のこのタイミングで、これまでの行政マンとしてではなく、政治家になられた木村知事のスタンスについて、幾つかお尋ねをしたいというふうに思います。

まず、知事の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

今回の知事選に当たり、自民党は、推薦という形で公明党の皆さんとともに全面的に木村候補を応援させていただきました。

また、知事は、立候補の会見において、私は自民党一党に偏った県政を運営したいとは思っていないと、全ての政党、団体と意見交換を交わしながら県政を運営したいという形で述べられております。

もちろん、行政の長たる知事のスタンスは、全ての県民に対して平等、公平、公正でなければならないと思います。しかし、一方で、選挙を戦う政治家としてのバランスというものも必要であると思います。

これらを踏まえ、蒲島前知事の就任時にも、先ほど言いましたようにお尋ねしましたが、今後の県政運営に当たり、木村知事の行政の長としての

政党や議会との関係や距離感について、そして、政治家として選挙における特定候補者に対する応援対応の考え方についてお尋ねをいたします。

次に、任命されている2人の副知事についてお尋ねをいたします。

これまでは、国とのパイプを強化、維持するという観点から、副知事のうちお一人は国からおいでいただき、もう一人は県庁の業務を熟知している生え抜きの職員が就任されていました。

今回、木村知事が2人副知事制とされたこと、また、2人とも生え抜きの元県職員となっておりますが、この副知事の人選に関する知事の狙いや考え方についてお尋ねをいたします。

次に、昨今よく耳にするテーマとして、ダイバーシティ、いわゆる多様性についてお尋ねをいたします。

個人や家族の在り方などの多様性を尊重する動きは社会にも広がりつつあり、それらの中で特に注目されているのが、夫婦別姓や同性婚ではないかというふうに思っています。

また、TSMCの本県への進出等に伴い、台湾をはじめとする諸外国の方々との交流がこれまで以上に活発になりつつありますが、外国籍の方々が身近な存在となる一方で、昨年の熊本市の自治基本条例改正の際に話題になった在住外国人の参政権についても、様々な意見があるところです。

このように、国民、県民の中で様々な受け止め方がある夫婦別姓、同性婚、そして外国人参政権について、知事のお考えをお尋ねいたします。

最後に、知事は、総務省で全国を見ながら仕事をしてられました。今後は、国内にとどまらず、世界を視野に入れて熊本のかじ取りをしていくことになると思われます。

そこで、少しスケールが大きな話にはなりますけれども、知事の政治家としての国の在り方に対

する国家観というものについてお尋ねをしておきたいというふうに思います。具体的には、我が党でも議論や検討を続けている憲法改正についてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 熊本県議会のこの議場の場において、知事として初めて答弁をさせていただきます。お聞きいただいたことに対して丁寧な答えしていくことをモットーに、この議場での議論の場を通じて、県政が前に進んでいくような場になるよう、県知事としてしっかり答弁申し上げたいと思います。

前川議員から御質問いただきました。まず、政党と議会との関係、距離感についてお答え申し上げます。

私の基本スタンスは、選挙中も申し上げておりましたように、全ての政党に対して等距離でございます。

今回の選挙において御推薦いただいた党の議員の皆さんとは、選挙期間中も様々な場面で御一緒に、いろいろと意見を交わすことが多く、距離感を感じることはございません。ただ、一方で、御推薦をいただいた党以外の議員の皆さんとは、まだちょっと選挙後も距離があるように感じております。

全ての県民の代表である知事となった今、これから議員の皆さんとも、全ての皆さんとも、これから会話の機会を増やして、積極的にコミュニケーションを取らせていただき、距離を感じない間柄になればと願っております。

各党、各議員におかれましても、このような私の思いに御共感いただければ幸いです。

次に、選挙における特定候補者への応援対応についてお答え申し上げます。

私は、今回の知事選挙で、私がやりたい政策を

多くの政党や団体に御説明申し上げ、その中で、私の政策に共感、御賛同をいただいたところから、様々な形で御支援をいただきました。

一方で、今回の選挙では、対立候補からいわれなき批判を受けるなど、選挙というものは、対立やしこりを生みやすいものであると、正直痛感しております。あんまり本当いいものではないと思っています。

このため、選挙における特定の候補者への応援は、全ての県民の代表である知事となった今、慎重であるべきだというふうには考えております。しかしながら、政治家として熊本のために声を上げるべき場合、または、私の思想信条から行動すべきと思った場合には、それを否定するものではなく、精神の自由、行動の自由がこの知事である私にもあると思っています。

次に、副知事に関する御質問にお答えいたします。

副知事には、国とのパイプ役を求められますけれども、中央政府、総務省出身の私が知事になったことで、その役割の一部は私が担うことができる状況になっております。

そのような中、まずもって熊本県は、最重要課題として、令和2年7月豪雨からの創造的復興、緑の流域治水の推進に取り組んでおります。

同時に、現在、熊本県は、TSMCの進出などによるよき流れの中にあり、この効果を熊本県内全県に波及させ、最大化を図ることを求められておりますし、県民の皆様からの環境面、交通面での不安や懸念を払拭するための取組を、私たちも推進していかなければなりません。

このように、具体的な課題解決がまず求められる本県の現状を踏まえれば、副知事には、これまでの各分野の行政実務経験を生かせる生え抜きの県職員2名を登用することが最善という結論に至

りました。

選任理由につきましては、まず、竹内副知事は、農林水産部長として、皆様も御存じのアサリ産地の偽装問題への対応に代表される農林畜水産業の振興への尽力に加えまして、市町村課長や財政課長を経験され、私が掲げます市町村との連携の徹底ですとか、財政健全化と県政発展の両立などに適任であることからお願いいたしました。

また、亀崎副知事は、令和2年7月豪雨の発災直後から、球磨川流域の復旧、復興の特命担当として現場に足しげく通い、流域市町村や業界団体から厚い信頼を得ていること、また、TSMC進出に伴う交通渋滞などへの果敢なこれまでの対応実績なども踏まえ、本県では初であります、土木技術職としての副知事をお願いするに至ったわけでございます。

それぞれの経験やノウハウを最大限に生かし、的確に私を補佐してくれる人材だと思っております。

次に、多様性についてお答え申し上げます。

多様性に対する私のスタンスは、マニフェストにも掲げさせていただきましたインクルーシブな多文化共生社会の実現が近いと認識しております。年齢、国籍、民族、文化などの違いにかかわらず、全ての人が地域社会の構成員として、共に生きることができる社会の実現を目指しております。

また、私自身が障害を持って生まれたという経験から、社会の少数者、マイノリティーが抱くその生きづらさという、このことについても、社会全体としての配慮が必要であると私は考えております。

こういうふうな下で、お尋ねの夫婦別姓については、特に具体的には、選択的夫婦別姓制度が報道などで取り上げておりますが、婚姻及び家族に

関する法制度に関わる大事な問題であると考えております。

まず、現在の夫婦同姓を定めた民法750条の規定は、最高裁で平成27年に合憲と判示されております。令和3年にも、同様の合憲の判決が出ています。つい3年前までも合憲とされているこの最高裁判決は、私は重いと考えております。

他方、最高裁が平成27年に合憲を判示した際に、15名おられる裁判官のうち3名の女性裁判官の一致した意見として、夫婦の姓は双方の協議によるものであるが、96%もの多数が夫の氏を称するということは、女性の社会的、経済的な立場の弱さ、種々の事実上の圧力など、様々な要因のもたらすところにあると、そういう意見を最高裁の女性裁判官が一致して述べられておられます。

夫婦同姓であることが、男女共同参画時代の中で、女性に生きづらさを感じさせていることは留意すべきことであると考えております。

また、先日、経団連も、ビジネスにおける女性活躍の観点から、選択的夫婦別姓制度の検討促進を求めたというのも新しい動きです。

国民の間でも賛否の意見がいまだに分かれていの中で、最高裁判決や国民の意識の動向を踏まえるとともに、生きづらさを感じる女性の気持ちにも配慮しながら、国においてしっかりとした議論がなされる必要があると考えております。

同性婚につきましても、現在、司法の場で判決が分かれていることから、今後の法制化について、国における議論の動向を見守ってまいりたいと思います。

一部の自治体で導入の動きがあるパートナーシップ制度については、まずは性の多様性ですとか性的マイノリティーの方々の思いに対する県民の理解促進が重要と考えます。

この制度の導入は、住民生活の基礎的な部分を

担う市町村での議論がまずもって大事であると考えます。まさに、住民の暮らしをどうするかという、市町村の地方自治の大きなテーマです。県としても、制度導入に伴う課題などについて、市町村の相談に丁寧に関わり協力してまいりたいと考えております。

私としては、あらゆる偏見や差別をなくしていくこと、そして、個人の人权が尊重されることが重要なことであると考えております。性的マイノリティーの方々の生きづらさに対する県民一人一人の正しい理解を深めるため、啓発や研修に取り組んでまいります。

次に、外国人の参政権についてお答えいたします。

T SMCの進出などにより、台湾をはじめとする諸外国・地域から熊本を訪れる方が増加傾向にあります。農業や介護など、外国人材なくして今の熊本経済は成り立たないと言っても過言ではありません。

この流れは今後も続くものと考えており、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きつつ、共に熊本で暮らし、地域社会の構成員として生きていく、いわゆる多文化共生の推進が、熊本県のさらなる発展に重要な役割を果たすと考えております。各市町村と連携し、県民意識の一層の醸成を図ってまいります。

その一方で、外国人の参政権、これについては、外国人と国民の対立をまねくような事態は避けるべきであると考えます。慎重かつ丁寧な議論、対応が必要であると考えます。

参政権の付与に対しては、権利だけでなく、憲法に定められた義務についても課すべきだという、外国人の参政権に慎重な御意見を、私はそれを全く論外だと切り捨てることはできません。国際交流が活発化している現場の知事として、外国

人材の活躍や多文化共生の推進が優先して取り組むべき課題であると考えております。

最後に、憲法改正に対する私のスタンスについてお答え申し上げます。

憲法は、我が国最高法規であることから、その改正に地方公共団体の長としてお答えするのが非常に難しいテーマであると認識しています。

しかしながら、憲法であれ、他の法律であれ、法律は、時代の要請に応じて、国会の審議を経て改正されるのが民主主義でありますので、憲法を一言一句変えてはならないとは考えておりません。

日本国憲法の制定過程において、どこまで当時の日本人が主体的にそれを考えたのか、敗戦後、占領軍の関与によって制定された経緯は、歴史を学んだ者として、やや疑問に思うところであります。

他方、現行憲法における国民主権、基本的人権の尊重、そして平和主義、その3原則は誠に正しいものと考えております。また、少子化や人口減少、国際競争力の低下など、課題が山積する我が国で、憲法改正が今喫緊の課題とも思えないところであります。

このため、直接的な賛否の回答は差し控えますが、我が国は民主主義国家であることから、憲法改正についても、現状などを踏まえて、国民、県民の間で活発な意見交換や議論がなされることは、大いに歓迎すべきと私は考えるところでございます。

以上でございます。

〔前川収君登壇〕

○前川収君 御答弁をいただきましたが、知事の政治的スタンスということで、特定候補者の応援については、精神の自由、行動の自由が自らあるという話をしっかりとさせていただきました。

思い起こせば、蒲島知事はしないと言ったんですね。そのことによって、随分、16年間お苦しみになったなというのが、私は、ずっと率直に、横にいて見ながら、仄聞しながら感じておりましたが、最後にそれを破って応援されたのが木村知事候補者に対する行動であったというふうに思います。

しかし、政治家であれば、選挙を経るのは当たり前のことでありまして、選挙は、誰でも、知事の感想のとおり、あんまりよろしくない、気持ちいいものじゃないということ、それはみんな感じているところであります。

しかし、民主主義は、やっぱり選挙から始まると、選挙で選んでいただくということから、住民の代表たる地位を得るということになるわけがありますから、そこはやっぱりしっかり向き合っていかなければいけないというふうに思っておりますので、慎重であるべきということと同時に、しっかり向き合っていればというふうに思っております。

副知事の人事については、これまでの慣例とか、その風習に捉われない知事の考え方というのがよく分かりました。

やっぱりこういう時代の流れ、時代背景の中でしっかり判断していくということは、さすがでありますし、そのことは高く評価しておきたいというふうに思っております。

それから、多様性については、様々お話をいただきました。まあ、行政の長に直接このことを聞くこと、憲法も含めてでありますけれども、あまりそういう機会はありませんけれども、木村敬さんとはどういう人ですかということを私たちはやっぱりしっかりと把握しておきたいというその思いから、今回のこの質問をさせていただいたということでもあります。

県民が主人公の県政というものを、所信表明の中でしっかり述べていただきました。それが一番大きな柱であるというふうに思っておりまして、その柱の横に様々な課題があるということだと思います。しかし、最終的には、県民のための政治というものをしっかりと標榜していただきながら頑張っていればというふうに思っておりますので、ありがとうございます。

まあ、憲法改正も、様々御意見があるところでありますけれども、さすがだなという感じで、上手に行政の長としての意見をしっかりと述べられたということだと受け止めております。

それでは、次の質問に行きたいと思います。

T SMC絡みで幾つかの質問を用意させていただいておりますが、まず最初に、見える不満、私は、T SMCの周りにある環境の中で、渋滞問題というのは見えている不満だと思っています。それから、見えない不安、これは地下水の問題、水の問題だと思っておりまして、まずは見える不満である都市圏の渋滞解消についてお尋ねをいたします。

蒲島県政においては、4期16年にわたり、幹線道路ネットワークの整備に取り組んでこられました。また、T SMCの誘致によって、新生シリコンアイランド九州の実現に向けて、国により創設された新たな交付金を活用した周辺道路整備にも着手されました。

私は、これまで、九州中央3県議員連盟での国への要望等を通して、九州中央道や中九州横断道路等の熊本の発展につながる高速交通網の強化に向けた横軸の整備に取り組んでまいりました。縦軸においても、有明海沿岸道路や九州縦貫自動車道につながる南九州西回り自動車道は着実に進捗し、熊本県側の整備は大きく進み出しております。

その一方で、熊本都市圏総合交通戦略や熊本県新広域道路交通計画に基づく道路や公共交通の整備に取り組まれていますけれども、渋滞問題はなかなか解決に向かっていないという状況にあります。これらの計画が着実に進んでいる実感がないというのは、多分私だけではないというふうに思っています。

熊本市の渋滞は、3大都市圏を除く政令市の中でワーストワンと言われておりますけれども、さらに、セミコンテクノパーク周辺地域においても、半導体産業の集積に伴う渋滞が発生している中で、今後、J A S M第2工場などの建設による工事車両の増加によって、さらに渋滞が深刻化することが懸念されております。

渋滞解消にも寄与することが期待される熊本都市圏3連絡道路については、建設促進を目的に設立された協議会において、熊本都市圏のみならず、県内全ての市町村が協議会に参加し、オール熊本として早期実現に向けて取り組むことが決定されております。

私は、熊本都市圏3連絡道路における取組のように、ほかの渋滞対策についても、関係者が連携し取り組むという姿勢が必要であると考えております。

また、道路整備だけではなくて、過度な自動車利用から脱却するため、公共交通を整備、利用促進するなど、あらゆる交通施策についても連携して取り組むべきであるというふうに思います。

今回、知事選を通じて、木村知事は、蒲島県政で築かれたよき流れを、より強く、大きく、そして、くまもと新時代を切り開いていくとして、地下水保全や渋滞対策などの待ったなしの課題には、時間的緊迫性を持って取り組んでいくと訴えられました。

そこで、熊本都市圏の渋滞解消に向けた知事の

お考えをお伺いいたします。

まず、熊本の渋滞の実情をどのように捉えておられるのか。

次に、知事は、マニフェストで「不退転の決意で【渋滞解消】を実行」とし、渋滞解消推進本部を設置されましたが、その具体的な取組について。

さらに、熊本都市圏の状況を踏まえると、各自治体及び交通事業者等が同じ目標に向かって取り組む必要があると思いますけれども、知事はどのようにその役割を果たしていかれるのか。

以上、3点についてお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 議員から御指摘いただきました、県民の見える不満である渋滞の実情について、まず、私の考えをお答え申し上げます。

熊本都市圏の渋滞問題は、私が初めて熊本に着任いたしました12年前から、やはり解決すべき課題と強く認識しておりましたが、特に、近年、そのセミコンテクノパーク周辺を含む菊池南部地域では、やはり人口増加がそもそもあった上で、その上で半導体関連企業の進出も相まって、朝夕の時間帯を中心に慢性的な交通渋滞が発生しており、今後しっかりとした対策を講じないと、渋滞がさらに深刻化していくことが予想されます。

また、コロナ禍の落ち着きに伴います県民活動の活発化ですとか観光客の増加などによっても、熊本都市圏全体で渋滞に対する不満、不安が高まっていることを、これは県知事として重く受け止めております。

このように、この熊本都市圏を取り巻く交通環境は極めて厳しく、これにしっかりと向き合わなければ、熊本の成長はないものと考えております。

私は、T S M C進出を契機としましたこのよき

流れをさらに大きなものとし、50年後、100年後の熊本の未来のさらなる発展に向けて、渋滞解消に時間的緊迫性を持って取り組むことを決意いたしました。

また、渋滞解消にとどまらず、定時性と速達性を兼ね備えた広域道路ネットワークの形成、利便性の高い公共交通の整備、誰もが快適に移動できる交通体系の構築を目指してまいります。

次に、渋滞解消推進本部の具体的取組についてお答え申し上げます。

推進本部は、関係部局が一体となって渋滞解消に向けた取組を迅速かつ強力に進めるために、私自らが本部長となって、部局横断的に対策を検討していく組織でございます。

推進本部では、道路、公共交通におけるハード・ソフト対策が相乗効果を発揮しているかどうか、その進捗をしっかりと確認してまいります。その上で、施策の前倒しとか、早期に効果発現につながる新たな施策を検討し、実行につなげます。あわせて、それらの実行方針を分かりやすく県民の皆様にお示ししてまいります。

これまで、県では、県道大津植木線の多車線化ですとか、益城中央線の4車線化、渋滞が著しい交差点の改良など、様々な渋滞対策に取り組んでおります。

今年度は、これらの対策をさらに進めるとともに、菊池南部地域での直ちに着手できる渋滞緩和策として、信号制御の見直しでありますとか、交差点改良などの関連予算を今定例会に御提案させていただいております。

また、公共交通につきましては、まず、県職員に公共交通機関での通勤などを促すための調査を始めさせていただきます。

また、バス事業者による利用促進に向けた取組も支援してまいるとともに、県を挙げてキャンペ

ーンを展開して、過度な自家用車の利用からの転換を広く県民に呼びかけるための関連予算を今定例会に御提案させていただいております。

さらに、JR豊肥本線の輸送力強化などの働きかけも進めてまいります。

中長期的には、議員も御指摘のとおり、渋滞解消の抜本策となる都市計画道路の整備ですとか、熊本都市圏3連絡道路の早期実現に向けた取組、そして空港アクセス鉄道の整備を着実に進めてまいります。

これらの渋滞対策の進捗に加えて、新たな対策の方向性につきましても、年内をめどに取りまとめて、県民の皆さんにお示ししたいと考えております。

最後に、私の役割についてお答え申し上げます。

熊本都市圏の渋滞対策は、国、市町村、警察本部並びに交通事業者など、様々な機関と目標を共有して、連携して取り組むことが重要です。

このため、まず、早期に熊本市長とのトップ会談を行い、その後も、各市町村長の皆様ですとか、国、交通事業者など関係機関の代表者の皆様との対話も広げていきたいと考えております。

そして、合意された取組については、できるだけ速やかに実行するとともに、現在策定中の新たな都市交通戦略、これにもしっかりと反映してまいります。

これらの取組は、私自らが先頭に立ってリーダーシップを発揮し、関係機関、県民の皆様とともに、渋滞解消に向けて、不退転の決意で実行してまいります。

以上でございます。

〔前川収君登壇〕

○前川収君 熊本都市圏の渋滞解消についてのお考えを伺いました。

そもそも、三大都市圏を除く政令市の中で全国ワーストワンの渋滞ということは、悪名高き渋滞だというふうには私は受け止めております。

たまに東京からお客様がお見えになって、夕方の会合にお見えになるのに、熊本空港に4時頃着いたけれども、それから6時の会合に間に合わなかったという話、多分私だけじゃないと思いますが、皆さんそういう経験があると思います。まさに悪名高きということだと思っていますが、やっぱり熊本のポテンシャルを上げていくためには、しっかりその渋滞解消をやっていかなくやなりませんし、それをやっていくためのポイントは、知事がおっしゃったように、やっぱり連携だと思っています。

よく誤解しやすいところが1つありまして、熊本市にある県道は、県道という名前ですがけれども、管理者は熊本市であります。道というのは、交差点改良をやるとかなり変わっていくというふうに、渋滞が解消されると思いますけれども、交差点というのは、熊本県が管理している県道と熊本県が管理している県道の交差点であれば、県がしっかり頑張ればやりやすいわけですが、熊本県が管理している県道と市道、もしくは町道、もしくは国道、そういった道路については、連携しないと交差点を変えることはできません。つまり、それぞれの管理者の意見をしっかり聞いて、その中でちゃんと御理解いただける形をつくっていかねばならない、それが一番大事であります。

さらに、言いましたように、熊本市の県道は、やっぱり熊本市が管理してまして、熊本市の中には、熊本県が管理している道路はありません。全部熊本市か国の管理であります。そのことの認識を私たちはしっかり持ちながら、それをやっていくためには、やっぱり知事がしっかり市長さん

とも連携し、熊本市との連携をさらに深めていくことによって、見える不満である渋滞解消というものにしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。トップ会談は、ぜひ早く行っていただければというふうに思っております。

次に、見えない不安であります地下水保全についてお尋ねをいたします。

水の都熊本にとって、地下水は、しっかりと守るべき宝であり、木村知事は、知事選の中でもその量と質をしっかりと守ると訴えておられました。

J A S Mの第1工場は、令和6年2月に開所式が行われ、試運転を行いながら、令和6年末までに本格稼働をされる予定であります。また、J A S Mの第2工場やソニーの新工場等の整備も公表されるなど、半導体関連産業の県内集積による産業振興への県民の期待が大きく高まっているという状況にあります。

一方で、SNSや様々な媒体を通して、工場稼働に伴う取水量の増加による地下水の減少を不安視する声や、半導体製造には多くの化学物質が使用されることから、化学物質等の対策が不十分なまま排出されるのではないかと懸念する情報が発信されて、不安に思う県民もたくさんいらっしゃるというふうに思います。

さらに、全国的な関心事となっております有機フッ素化合物、P F O S及びP F O Aについても、県内では、令和5年3月に熊本市の井戸で指針値を超過されたということが発表され、その後の調査で、その周辺の井戸や河川においても指針値を超過という発表、報道がされております。

半導体産業の県内集積は、本県にとって千載一遇のチャンスではありますが、県民に快く受け入れていただくためにも、地下水に対する県民の不安の解消が不可欠であります。

知事は、マニフェストで「熊本の宝である水の確実な保全」を公約に掲げ、早速5月には、庁内に地下水保全推進本部を設置されました。

熊本の地下水を確実に守るための地下水量の保全、工場排水の対策、また、その広報について、今後どのように取り組んでいかれるのか、知事にお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 続きまして、こちらはその見えない不安と称していただきました地下水保全について、まず、地下水の量の保全対策からお答えさせていただきます。

熊本の地下水は、熊本都市圏100万人の生活と産業を支えるかけがえのない県民の宝であります。その量は、琵琶湖の約3.2倍とされていますが、半導体関連産業の集積が進む中、地下水に支えられた経済発展と地下水の保全が確実に両立できるように、取水量と涵養量のバランスを確保する必要があります。

このため、県では、地下水保全に向けた3つの原則として、まず1つ目に、地下水の涵養のさらなる推進、そして、2点目が、地下水の取水量の削減、3点目に、その他の水源の利用の推進という3つの原則を掲げ、様々な取組を進めてまいりました。

特に、地下水の涵養については、県地下水保全条例に基づく地下水涵養指針を改正いたしまして、昨年10月に、取水事業者における涵養目標を、取水量の原則10割、取った分をしっかりと涵養してもらうという形で、強化した制度の運用を行っております。

また、具体的な涵養に向けて、これまで農業団体ですとか農家の皆様方と、涵養を行う面積や期間の拡大、米の作付の拡大などについての検討を重ねてまいりました。

その結果、地元の皆様方大変な御協力によりまして、水田湛水の取組が広がっておりまして、白川中流域では、令和6年度の涵養量が前年の1.8倍にまで増加いたしました。約2,800万トンと過去最多となる見込みでございます。

加えて、涵養に資する米の作付拡大を行うため、TSMCの日本法人であるJASMが、地元のお米を社員食堂で使用するといった新たな取組も始まっております。

今後も引き続き、農業者の皆様により丁寧な御相談申し上げながら、涵養の取組を確実に拡大してまいりたいと思います。

地下水取水量の削減については、JASM第1工場において、当初計画の年間取水量約430万トンを、現在310万トンまで削減していきます。これからも、企業に対して、取水量の削減について、働きかけをしっかりと行っていきたいと思っております。

他の水源利用につきましては、有明工業用水道の未利用水の活用取組を進めております。

さらに、地下水利用の影響の最小化の観点から、工場内の使用水の再利用についても検討を進める考えでございます。

次に、工場の排水対策についてお答え申し上げます。

県では、関係市町と連携いたしまして、法令等で義務づけられている施設設置前の届出によりまして、その適切な施設であるかを確認します。また、施設設置後は、立入検査を行って、施設及びその運転管理の状況をしっかりと確認してまいります。

工場で使用された水は、工場内の排水処理施設で下水道法の基準内にまで有害物質などを除去してもらい、下水道に排出されます。下水道排出後は、下水処理場において水質汚濁防止法の基準内

まで汚れを除去し、河川に放流されます。

法令等に基づく規制物質を対象に、下水道に流入する段階では菊陽町が、下水処理場から坪井川へ排出される段階などでは熊本市が、それぞれにおいて基準に適合しているかを確認いたしますし、県といたしましても、関係市町と連携して監視を徹底し、その結果をしっかりと公表して、適切に対応してまいります。

また、昨年8月からは、工場周辺の河川や地下水について、法令等で規制されていない物質を対象とした環境モニタリングを実施しております。18種類の金属類、1万種を超える化学物質について、新たな工場の稼働前後の変化がないか、客観的かつ科学的に確認を行うこととしております。行政によるこのような調査は、全国でも例のない取組であります。

調査結果は、専門家で構成される環境モニタリング委員会の意見を添えて公表するとともに、適切な対応につなげてまいります。

さらに、県民の皆さんが御懸念されている有機フッ素化合物であるPFOS、PFOAにつきましては、県の調査地点を昨年度の17地点から73地点にと、大幅に増やすこととしております。また、熊本市、国と連携して、県内の主要な河川、地下水、合計122地点での調査が実施可能になっております。なお、この結果についても、速やかに公表いたします。

最後に、地下水保全に関する広報についてお答えいたします。

水質調査の結果はもちろん、地下水の量に対する県民の不安も最小化するための情報発信をしっかり行ってまいります。

新たに、セミコンテクノパーク周辺に地下水の観測井戸を増設いたしまして監視体制を強化し、その地下水のデータをホームページでいつでも閲

覧できるようにするなど、正確な情報をタイムリーに発信するための事業につきまして、今定例会に関連予算を御提案させていただいております。

私は、県民との対話を通して、地下水保全に対する本当に数多くの御意見をいただきました。このため、地下水の保全に対する県民の不安を取り除くことが何より重要であると考え、私を本部長とする地下水保全推進本部を設置いたしました。

推進本部では、地下水の量と質の具体的な課題の解決に向けまして、取組を検討し、実行可能なものから速やかに実施してまいります。あわせて、それらの実行方針を分かりやすく県民の皆様にお示ししてまいります。関係部局が連携し、市町村や関係団体と協力して、県民の宝である地下水の保全に全力で取り組んでまいります。

〔前川収君登壇〕

○前川収君 見えない不安という話をさせていただいておりますけれども、地下水は目に見えることはありませんですね。琵琶湖の3.2倍と言われる、熊本市圏、熊本、この地域の地下水量と言われても、琵琶湖の水の量がどれだけかももちろん分かりませんし、ほぼ想像がつかない世界であります。豊富な地下水が我々熊本県にとって大きな財産であり、宝であるという認識は、間違いなく県民共有しているものだというふうに私は思っております。

もちろん、豊富なその地下水だって、ずっと使い続けて涵養しなければ、それはいつかはなくなるわけですから、今知事がお話があったように、しっかり涵養する、使った量は全て涵養する、100%涵養するということを条件にしているというお話でありまして、その涵養の仕方も、どうやって涵養するんだろうという、もう随分お分かりになっているかもしれませんが、白川中流域

のざる田と言われているその農地に河川の水を入れていただきながら、そしてその水を涵養していくという、その確立している方法をさらに前に進めるという形でやっていただけるということでありますので、ぜひそのことをしっかりとお進めいただき、使った量よりも増やしていくという形、地下水を増やしていくというその思いの中でやってもらえればありがたいと思っております。

また、工場排水も、なかなか見えにくいんですね。水は、目で見ても何が入っているか全く分かりませんから、科学的に検査をしていただくしかありません。その検査項目も、これまで我が国における取組が、これまでなかったぐらいの厳格な取組と、全国でも例のない取組という表現をなさいましたけれども、それをしっかりやっていくということであります。ぜひそれをやっていただいて、その上でしっかり公表して見える化していただきたい。見えないから不安であるけれども、その中身をしっかり見える化していくということがとても大切だというふうに思っております。

専門家で構成される環境モニタリング委員会というものの意見もしっかり添えていただくということではありますが、ここも、委員会の中もしっかり公表していただきながら、県民の不安に応えてもらえればありがたいなというふうに思っております。

その見える化の話としては、県は一生懸命取り組んでいただいているけれども、それをどうやって県民に伝えるかということ、これがとても難しいわけではありますが、しっかり広報手段というものも、今ホームページにも随分書いてもらっているわけではありますが、ぜひ多くの県民の皆さんが、その不安を解消するために、アクセスしやすい情報をしっかりと出していただければありがたいというふうに思い、次の質問に行きま

す。

T S M Cの子会社でありますJ A S Mの第3工場の誘致についてお尋ねをいたします。

一連のT S M Cプロジェクトについては、令和3年11月の第1工場の本県立地の公表以来、順調に建設が進み、本年末までの稼働が確かなものになっています。また、本年2月には、T S M Cから第2工場も熊本に建設するということが表明されました。

こうした動きの中で、新生シリコンアイランド九州を目指す機運も高まり、九州一体となった人材確保、育成をはじめとする様々な取組が展開されるなど、本県が国の経済安全保障の中心を担う存在になりつつあると感じております。

知事は、マニフェストにおいて「更なる第三工場の誘致にも全力を尽くす」と明示し、県内でのサプライチェーンの構築や地場企業の参入支援、熊本発の新たな半導体技術の確立など、さらなる半導体関連産業の振興を目指すことを公約とされておられます。

第1工場、第2工場の誘致については、国策として国の積極的な関与の下で、これまで半導体産業の集積や地下水、人材等の優位性もあり、熊本が立地場所に選定された経緯があります。

そこで、次の第3工場の誘致を目指す中で、本県として、主体的な取組や国との連携方策等、いかなる戦略をもって誘致に取り組んでいかれるのか、まず第1点お尋ねをいたします。

また、一方で、県南地域を含む県内全域へのT S M Cの進出波及効果を県民が実感できる具体的な取組も急務であると思いますが、第2点として、その具体的な取組についてお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) J A S Mの第3工場の誘致に

ついて、いかなる戦略をもって取り組んでいくかという点について、まずお答え申し上げます。

第3工場の誘致について、私はマニフェストで言及させていただきましたが、その時点では、事実、今もですけれども、TSMCや台湾政府、日本政府から、何かそのような情報があるわけではなく、目指したい夢をマニフェストに語ったものでございます。

その理由は、第1工場、第2工場、今決まっているところは、大体现時点で国内の企業が必要とする製品を作るという前提で動いているものに対して、第3工場が目指します、今後さらに最先端の半導体がもし第3工場で作られるのであれば、これから伸びていくAIですとか自動運転などの産業に使われるものと想定されますので、世界の未来において必要とされる新たな産業づくり、これをしっかりと見定めることが熊本の未来に必要なだと思って、この第3工場の誘致に期待しているものでございました。

その後、今月、記者会見がありまして、TSMCの新しい会長に就任したシーシー・ウェイさんが、その第3工場については、まず第1、第2工場を成功させること、そして地元の賛同を見極めるということで、熊本かどうかは別ですけれども、第3工場の建設を検討する可能性があるという旨の発言がありました。

TSMCの最高幹部から、熊本での第3工場に関する可能性について、初めてその言及があったことは大いに歓迎すべきでありますので、熊本県としてもしっかりと受け止めたいと思っています。

TSMCの会長のその発言に沿えば、まず第1工場の操業と第2工場の建設が円滑に進む、これについて、県としても、国と一体となって支援を行ってまいります。

それとともに、やはり地元の賛同という言葉も

あえて会長が述べられていましたので、渋滞ですとか地下水、排水に対するやっぱり県民の不安に対して、昨年できました地域産業インフラ交付金などを使って、しっかりとその受入れ環境を整備することで、その県民の不安の解消に努めたいと考えております。

また、あわせて、そうした将来的に最先端の半導体とそれを活用する産業が生まれる熊本県にしなければいけません。そのために、今、熊本大学をはじめとする教育研究機関、地場の企業、そして誘致企業とともに、熊本県内での最先端半導体に関します産官学金の連携体制を構築してまいります。

一昨年から、内閣府の交付金を活用しまして、この最先端半導体に関する研究とか製品開発に向けた3D連携コンソーシアムの活動をスタートさせています。

熊本大学においては、文部科学省事業による支援を通じて、九州大学とか地場企業などとの共同の研究施設でありますDXイノベーションラボラトリーというものを現在建設中であります。さらに、東京大学やTSMCなどと連携協定を熊本大学は結ばれていまして、熊大において、今、最先端の研究体制が整備される予定でございます。

今後とも、こうした取組を通じまして、熊本県の半導体集積拠点としての地位を高めて、誘致につなげていく戦略を経済産業省をはじめ政府の各府省庁と密接に連携して実行してまいりたいと考えております。

次に、県内全域への波及効果を県民が実感できる具体的な取組についてお答え申し上げます。

TSMCの波及効果というものは、その半導体関連企業が県内津々浦々に立地することではありません。むしろ、県内各地域において、それぞれの地域がその魅力を生かして経済を成長させてい

く、発展させていくことだと思っております。

T S M C進出に伴います投資や消費の拡大、また、台湾を中心としたインバウンド需要の拡大をいかに取り込むか、各地域がこのチャンスを生かす方策を、県と市町村、そして経済界の皆さんと連携して、様々な視点で考えていくことが今重要であると考えております。

まず、八代地域に新たな県営工業団地を整備いたします。水俣・芦北地域、人吉・球磨地域、県央地域への波及効果が、この八代地域での工業団地が期待されます企業の誘致に積極的に取り組んでまいります。

また、水俣市においては、アスカインデックス社と水俣高校が連携した半導体関連人材の育成が進んでおります。

天草市では、ここ3年間で13件のI T企業などのオフィス系企業が進出しております。

このような産業人材の育成やオフィス系企業の実組についても、さらに推進してまいります。

台湾との交流については、台湾のチャイナエアライン、スターラックス航空が参入いたしまして、熊本と台北を結ぶ国際定期便が今や週12便運航しておりまして、さらなる交流促進の動きが顕著となっております。

人吉・球磨地域では、関係自治体で構成される協議会が、台湾・高雄の観光団体との連携協定を結んでおりますし、上天草市は、台湾の新北市の瑞芳区と友好交流協定を締結するなど、県内各市町村において相互交流に向けた動きが始まっています。

議員のお膝元の菊池市や熊本市などでも、台湾をテーマにした飲食のイベントなど、相互理解と交流を図る取組が大変盛況でございます。多文化共生への理解が促進され、台湾との交流拡大に向けた機運は着実に高まっていると思っております。

す。

今後は、経済交流に加え、観光、文化、スポーツにおける台湾との交流をさらに深めながら、T S M C進出効果を県内全域のあらゆる産業に波及させてまいりたいと考えております。

T S M C進出を契機としたよき流れが生まれ、熊本が日本の経済安全保障の中心を担う存在となりつつある今、まさに熊本の本気度が大きいに問われていると思っております。

足元に解決すべき課題もあります。そのような課題に迅速かつ丁寧に私たちは対応しながら、新生シリコンアイランド九州と熊本がアジアの半導体サプライチェーンの中心的役割を担えるように、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔前川収君登壇〕

○前川収君 J A S Mの第3工場の誘致に対する意気込みをしっかりと語っていただきました。

お話しのとおり、やっぱり、さっきも言いましたけれども、見える不満や見えない不安を、渋滞対策であったり、地下水の問題であったり、そういったものをしっかりと解決していくという姿勢、もちろんすぐに解決できる問題ではないけれども、こういう形の中で解決していきますということをお示ししていくこと、これが最も大切だというふうに思っておりまして、そのことが結果として、地元の賛同を見極め、熊本県民がぜひ第3工場も来ていただきたいというその思いの中で来ていただけるような形というものをつくっていくこと、これが肝要だと思っています。

第1工場については、もちろん知事はある程度御存じだったと私は思っていますけれども、やっぱり国策の中で熊本だというふう選ばれたわけでありまして。選ばれた背景は、いろんな説があり

ますけども、ソニーが隣にあったとか、豊富な水が、電力がしっかりある、人の協力もできるといういろんな条件がやっぱり整っているというのが、熊本が最初に選ばれた部分だろうと、理由だろうというふうに思います。

第2工場も決定をいたしました。いよいよ第3工場については、これまでの既存の半導体よりもっと高度な半導体になるだろうという知事のお話でありましたから、まさに最先端というものをしっかりと担って行って、そのことが、県政の勢いも含めてでありますけれども、県民の皆さん方の賛同が得られる形というものをしっかりとつくっていくように、この議会も含めて取り組んでいかなければいけないなということを改めて感じているところでございます。

波及効果については、お話しのとおりでありまして、半導体関連企業が全部県内全域に立地するということは、それはあり得ないということだと思っています。そうじゃなくて、いかにその波及効果を取り込んでいくかということが大事だと思っています。

御紹介がありましたけれども、菊池市において行われた台湾の飲食関係のイベント、2日間ありました。何と7,000人参加されたそうでありまして、うちの家内もそこに行ってきたという話をしておりましたが、私はあんまり知らなかったんですね、そのイベントがあることをね。やっぱり情報を分かっている人たちはちゃんといらっちゃって、しかも2日間で7,000人、大した広報もしていないのに、それだけのたくさんの皆さん方がお見えになるというのは、やっぱり台湾に対する興味が熊本の皆さん方にあって、そして、その台湾に触れてみたいという強い思いもあるということとその結果で感じたところでありまして。

また、インバウンドの話も出ました。私は、思

い出しますと、去年の5月、ゴールデンウィークであります。県選出の国会議員の皆さんと、県連の幹部と一緒に台湾に行きました。そして、今総統になられた頼さん、当時は副総統だったんですね。頼さんと直接お会いをして、2つのことをお願いいたしました。1つは、熊本にTSMCの第2工場をぜひ造っていただきたいという願いが1つ、そして、もう一つは、熊本と台北を結ぶ直行便をぜひつくってくださいという話をさせていただいたんです。去年の5月のゴールデンウィークであります。1年ちょっとですね、たったのは。

そのときは、まだ兆しも何もなかった。僅かこの1年ちょっとの間に、今お話がありましたように、直行便が週に12便飛ぶという状況になり、先日の報道を見ますと、その直行便が、インバウンドが中心とは思いますが、85%の搭乗率、ほぼ満杯という形でお見えいただいているということ、このことは、我々の生活の感覚以上に、台湾から多くの皆さん方が、企業だけではなくて、観光を含めたインバウンドとしてお見えになっていらっしゃるということ、このことは事実だというふうに思ってます、それをやっぱり上手に我々の経済の中に取り込んでいくということの努力もしていかなければならないというふうに思っております。

いずれにしても、知事が目指したい夢として語ったこの第3工場については、夢ではなく、確実に実現をしながら、そのことが県民の暮らしに大きく資する形になるということを目指していただければと思っており、次の質問に移りたいと思います。

次に、空港アクセス鉄道の整備及び豊肥本線の機能強化についてお尋ねをいたします。

県では、昨年10月、豊かで活力に満ちた熊本の

実現に向け、阿蘇くまもと空港を中心とした県経済のさらなる発展と将来にわたって県民が安全、安心で暮らし、住み続けられる社会の実現を目指し、新大空港構想を策定されました。

私は、熊本のさらなる発展を確実なものにするためには、この新大空港構想に掲げられた各取組を着実に実施していくことが必要だと考えています。そして、この構想の実現には、空港アクセス鉄道の整備及び豊肥本線の機能強化が絶対条件だと思っております。

セミコンテクノパーク周辺では、J A S Mを含む半導体関連企業の集積が著しく進み、第2工場の進出も発表されるなどの活況を呈していますが、将来の本県の経済の発展を確実なものにするためには、この機を逃すことなく、熊本空港アクセス鉄道を早急に整備する必要があるというふうに考えています。

さらに、J Rの豊肥本線沿線では、J A S Mや半導体関連産業の集積に伴って、今後ますます人流、物流の活性化が見込まれておりますが、既にJ R豊肥本線は、朝夕の通勤通学時間帯での混雑が非常に常態化しているという状況であります。接続する空港アクセス鉄道の速達性を図る上でも、輸送力の改善や機能強化が必要だと考えております。

そこで、現在の空港アクセス鉄道の整備における取組の状況や豊肥本線の現状をお聞かせいただくとともに、前蒲島知事のこれまでの取組を踏まえ、空港アクセス鉄道の早期実現と豊肥本線機能強化に向けた木村知事のお考えをお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) お答えいたします。

私は、阿蘇くまもと空港を世界に誇る空港に進化させていくことは、熊本の発展に欠かせないと

考えております。そのためには、議員御指摘いただいた空港アクセス鉄道の早期整備は必要不可欠と考えております。

現在、肥後大津駅からの分岐方法ですとか空港への進入方法などを含めた鉄道ルートの子形の絞り込みの段階に入っております。環境アセスメントや都市計画などの手続をしっかりと行いながら、整備着手に向けた準備を、スピード感を持って進めております。

今後、需要予測、費用便益分析、いわゆるB／C、そして収支採算性などの一連の検討を完了させて、何とか今年度末までにはそれらの結果の公表を行いたいと考えております。

一方、J A S Mが立地するセミコンテクノパーク周辺では、半導体関連の集積や住宅開発などが、これまでにない規模、スピードで進んでおります。

菊陽町では、大学や研究機関などの誘致を目指す知の集積拠点の整備を含めた土地区画整理事業が展開されておりますし、お隣の大津町でも、肥後大津駅を中心としたまちづくりの基本構想が策定されるなど、今後予想される新たな交通需要がこれは必ずありますので、それに的確に対応していく必要があります。

一方で、現状では、豊肥本線周辺地域においては、慢性的にまず道路の交通渋滞が発生しているとともに、J R豊肥本線でも、先ほど議員の御指摘のとおり、朝夕の通勤通学の時間帯を中心に混雑が常態化しています。公表されたデータによりますと、朝のピーク時の混雑率は、東京圏の鉄道の平均混雑率123%を上回る135%に達しているということでございます。

このような中、急速に拡大する都市機能を円滑に熊本の発展につなげていくためにも、道路の整備と併せて、鉄道を軸にした公共交通の充実強化

が不可欠でありまして、ＪＲ豊肥本線の今後の輸送力改善などの機能強化は早急に対応すべきものとして、ＪＲ九州としっかりと協議をしまいたいと考えております。

ＪＲ豊肥本線と空港アクセス鉄道により、熊本市中心部と阿蘇くまもと空港がつながれば、熊本市圏の都市機能が一層向上し、ＪＡＳＭや近隣の半導体関連企業が企業活動を円滑に行えるようにもなります。

世界に開かれた熊本県のさらなる発展、新生シリコンアイランド九州を実現するため、ひいては日本の半導体関連産業の復活を目指す国家プロジェクトの成功のためにも、空港アクセス鉄道の早期整備と豊肥本線の機能強化に向けて、全力で取り組んでまいります。

〔前川収君登壇〕

○前川収君 まず、空港アクセス鉄道については、蒲島知事の路線をしっかりと継承していただきながら、できれば今年度中にはというお話でありましたので、その計画をしっかりと着実に進めていただければというふうに思っております。

それが出ないとなかなか議論がしにくいということであろうと思いますが、過去２回の選挙において、この空港アクセス鉄道については争点化されてきたということもありまして、２回とも推進という形で選挙の結果は出ているということで思っておりますので、しっかり前に進めてもらえればというふうに思っています。

一方で、そこにつながっていく豊肥本線、これが大変問題でありまして、今知事のほうからお話がありました。この質問を調べている中で私も気づいたんですけれども、実は、朝のピーク時の混雑率は、東京圏の朝のピークの平均混雑率よりも豊肥本線のほうが混雑率が高いんだと、東京は123%、熊本の豊肥本線は135%ということで、東

京の朝の混雑——平均的なですよ。朝の混雑率よりも混雑している鉄道がこの豊肥本線であるということ、このことはやっぱり私たちは認識しなければいけないというふうに思っています。

それから、先月だったかな、朝は乗ることができませんでしたが、夕方人が多いときに私も大津駅から乗って、新水前寺駅まで乗ってみました。やっぱり時間がかかります。擦れ違う電車を待つとかなければいけない時間、つまり走っている時間で時間がかかるんじゃないくて、待っている時間で時間がかかるというストレスをととても感じたというふうに私は思いました。

そういう意味では、今知事のお話があったように、今後のＪＲ豊肥本線の輸送力の改善、機能の強化、簡単に言えば、複線化すれば一番早くなることはよく分かっていますが、それをすぐに複線化することは実体的には非常に難しい、簡単ではない、莫大な費用もかかるということでもありますし、そうじゃなくて、部分的に改良することができて、それが効果を生むということをしつかりと、まあＪＲもやっているとしますけれども、検証をしていただきながら、その効果を早めていただくことに御努力をいただければというふうに思っています。

ただ、あんまり突っ込み過ぎると、今度は県でやってくれとＪＲが言い出しかねないところもあるので、主体的にはやっぱりＪＲが取り組むべき課題というふうに私は受け止めておりますが、しかし、やっぱり解決していかなければならないということでお考えいただければというふうに思っております。

次に、稼げる農林畜水産業についてお尋ねをいたします。

知事は、マニフェストにおいて「熊本の豊かな食文化を活かし、高付加価値化を進めることで、

稼げる農林畜水産業を実現し、素晴らしい「食のみやこ熊本県」を創造」として掲げておられます。

そもそも、一次産業の総称は農林水産業ですが、そこに畜産の畜を加えた呼び方は、多分私はこれまで聞いたことがない、日本初の発想であり、熊本の農業のバランスを考えられた呼び方と勝手に推測をしておりますが、まずはその真意について知事にお尋ねをしたいと思います。

次に、本県の農業産出額は全国で5位ですが、その特徴としては、米、野菜、果樹、畜産などが非常にバランスよく生産され、それぞれが全国有数の産地を形成しており、知事は、日本一のポテンシャルがあると捉えておられます。

一方、農業を取り巻く喫緊の課題としては、担い手の減少に加え、昨今、TSMCをはじめとする半導体関連企業の急速な進出も加わり、営農意欲のある方々が農地の確保等が非常に難しくなり、食料安全保障の観点からも、県としてしっかり取り組んでいく必要があると考えております。

そうした本県特有の課題に適切に対応していくとともに、本県が誇る豊かな農林畜水産物を、単に生産し、大都市に供給していくということにとどまらず、ブランド化や六次産業化を通して高い付加価値をつけて、多くの方々に熊本に来て食していただくことで稼げる農林畜水産業を実現していただきたいと思います。

食のみやこ熊本県の創造を通じた稼げる農林畜水産業の実現に向けて、企業進出に係る農地の確保対策も含めてどのように取り組んでいかれるのか、知事にお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) お答えいたします。

熊本県の基幹産業である農林畜水産業は、その生産のバランスや品質の良さから、日本のみならず

世界に誇れる宝であると考えております。

高止まりする生産コストや頻発する気象災害など、農業を取り巻く環境は厳しい中にありまして、生産者や関係機関のたゆまぬ努力によって、安心、安全な農林畜水産物を安定的に全国の食卓に届け、食料の安全保障の一翼をこの熊本は担い続けております。

中でも、畜産業につきましては、乳用牛、肉用牛、豚などで、全国上位の飼養頭数を熊本県は誇っています。特に、議員御出身の菊池市が、市町村別の乳用牛の飼育頭数は西日本1位です。そして、肉用牛と豚は、それぞれ全国5位と7位です。1,700ある市町村の中で、西日本の1位、全国の5位、7位なんですね。そういう国内有数の畜産地帯であります。

このように、全国に誇るべき熊本の畜産を、農業の一分野として埋もれさせずに、しっかりとそこに光を当てたいという思いから、農林畜水産業という言葉に私はその思いを込めたところでございます。

この農林畜水産業をさらに発展していくためには、新商品の開発でありますとかブランド化、国内外への販路開拓に加えて、食を切り口にしたツーリズム、観光の推進など、熊本県の歴史や風土に根づく豊かな食文化の視点も重要でございまして、そのために、熊本の農林畜水産物の生産、加工から料理、販売に至るまでの過程を磨き上げることで、熊本県の農林畜水産業の新たな高付加価値化を進めるために、私は食のみやこ熊本県の創造をうたっております。

そして、実は何よりも重要なことは、その先にある担い手の確保、育成でございます。私は、選挙期間中に多くの現場を回らせていただきましたが、その中でも、多くの後継者の方が自身の地元に就農している地域は、非常にその産地が活気に

あふれていると感じました。

そのために、知事就任後直ちに、特に親元就農について、県内全域での調査、分析を指示いたしました。今定例会においても、就農相談が増加している50代の就農希望者を支援する本県独自の取組に関する予算を充実しておりますけれども、今後も、この担い手確保、育成に対する支援策のさらなる充実強化を随時図っていきたいと考えております。

また、喫緊の課題であります半導体関連企業の急速な進出に係ります農地の減少につきましては、関係市町村、JAなど各種団体と連携して、代替農地の確保など、意欲ある農業者の営農継続に向けた取組を支援し、農業振興と企業進出との両立を目指してまいります。

さらに、半導体関連企業の持つ知恵や技術を生かして、生産環境データの収集、分析による栽培技術の確立や見える化、そして、農林畜水産業のDX、デジタル化を加速させるとともに、進出企業の社員食堂における地産地消活動なども進めて、半導体関連企業と農林畜水産業のウィン・ウィンの関係を構築していきたいと考えております。

これらの取組をはじめとした食のみやこ熊本県の創造によりまして、本県の農林畜水産業の振興はもとより、食文化を生かした国内外からの観光誘客などにもつなげて、稼げる農林畜水産業をしっかりと実現してまいりたいと考えております。

以上です。

〔前川収君登壇〕

○前川収君 稼げる農林畜水産業ということで、私の地元の実態についても触れていただき、ありがとうございました。

でも、農林畜水産業とはちょっと言いにくいときもあるし、対外的にはなかなか理解できないか

もしれませんので、これから先はどうぞ農林水産業とおっしゃって私は結構でありますので、ありがたい思いとして受け止めておきたいというふうに思っております。

おっしゃるとおり、本当に熊本の食材というのは、農業は非常に広い範囲でいろんな作物を作っていて、それぞれの作物が全国優位の作物もたくさんあって、非常にポテンシャルが高いというふうに思っています。

私は、もちろん海外や遠隔地、東京を含めた大消費地にそれぞれの物を持っていくことも大事かもしれませんが、しっかりと利益を確保できるのであれば、なるべく近いところで消費していただくことが、結果として農林水産業のためには必ずなるというふうに思っています。

すばらしいブランド価値をつくるためには、大規模消費地に打って出ることも必要でありますけれども、本当の農家の利益というものを考えれば、輸出をするために頑張って、頑張って、頑張ってやったけれども、結果としてはほとんど利益は出なかったということじゃなくて、やっぱり稼げるというそのキーワードをしっかりと大事にしながら、どこにどうやって食材を出していくことが、また、どこで消費してもらうことがその稼げるという言葉につながるのかということを、県全体でしっかりと考えて取り組んでいただければというふうに思っています。

そして、何より農業の厳しさというものは、もうまさに次の担い手が少ないということに直結していると思っています。今回、県が初めて取り組んで、全国に先駆けて取り組んでいただける親元就農に関する調査というものは、将来的にはどうか、もうすぐに恐らく取り組んでいただけるんだろうと思いますが、50代の就農希望者、親元就農希望者を支援していくという県独自の政策とい

うものにもつながってきているというふうに、ぜひこれは実現していただき、全国の範になつてもらえればというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、T S M Cを含めた農業と、それから企業進出、農地をどう生かしていくか、農地をどう守っていくかという部分についてであります、これもはっきり答えはございません。やっぱり農業振興と企業進出との両立を目指すということしかないというふうに思ひまして、ここは、丁寧に、細やかに農業者の御意見も聞きながら、農家の皆さん方が本当に離農しなきゃならないというような状況はつくらないということ、代替策をきちっと出すという、そのことに心を砕いていただければありがたいなというふうに思ひしております。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

次に、県立高校の現状や課題と今後の在り方についてお尋ねをいたします。

これまで、県教育委員会では、少子化の進行と県立高校の小規模化を踏まえ、平成19年10月に策定した県立高等学校再編整備計画に基づき、県立高校の再編整備を実施し、学校の規模の適正化や特色ある学校づくりなど、教育環境の整備を図られてきました。

その後、令和2年度には、外部有識者による県立高等学校あり方検討会を設置し、再編整備等の成果と課題を踏まえて、中学校卒業予定者の下止まりが続く令和9年までを見据え、「県立高等学校のあり方と今後の方向性について」の提言をまとめておられます。

この4年間で実施する県立高校の魅力化のための具体的な方策を取りまとめた提言に基づき、魅力ある高校づくりに全力で取り組んでおられますが、少子化の進展に歯止めがかからないことから、熊本市外の高校では定員割れが続いており、

充足率は68.3%という厳しい数字になっております。

このような中、知事は、マニフェストに「生徒の個性がキラリと光る高校づくり」や「県立高校に更に特色あるクラスを作ることの検討」など、県立高校の魅力化を掲げておられます。これは、県民にとってもとても関心があるテーマであります。

そこで、今年度は、あり方提言に基づく魅力化の取組の最終年度となりますが、定員割れが続く県立高校の現状や課題をどう認識し、今後少子化が進展していく中でどのように取り組んでいく必要があるとお考えになっていらっしゃるのか、知事にお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) まず、県立高校の現状、課題に対する認識についてお答え申し上げます。

少子化の進行に伴いまして、県立高校、なかなか厳しい状況でございます。議員からは充足率の御指摘がありましたが、定員割れという点で申し上げます、熊本市内が、11校中定員割れとなっているのは2校のみであるのに対しまして、熊本市外は、39校中37校が定員割れ、定員を満たしているのは2校のみとなっております、特に熊本市外のほうが非常に厳しい状況となっております。

社会の急激な変化が進む中で、子供たちが未来の社会を自立的に生き、社会に参画するための資質、能力を習得できる教育を、しっかりとした教育を推進していく上で、魅力ある県立学校づくりは大変重要な課題であると今認識しております。

現在、県教育委員会では、令和2年の県立高等学校あり方検討会の提言に基づいて、高校魅力化のための指定校事業ですとか情報発信、例えば、有名なのは高森高校のマンガ学科などありますが、高森高校以外にも、いろんな学校のそれ

ぞれの特色ある学科再編などに取り組んでおられます。

そのような中、ただ、やはり厳しいのが中学校卒業予定者の将来予測でございますが、令和9年度までは年間約1万6,000人程度で推移するものの、その10年後の令和19年度にかけて少子化が進行することで、そこから4,000人程度の減少が見込まれています。

このままでは、特に熊本市外を中心にさらなる定員割れが進行いたしまして、教育活動に支障を来すおそれが危惧されております。

議員お尋ねの今後の県立高校の在り方については、今年度、県教育委員会が、学識経験者ですとか経済、報道関係者など、県内の各種団体の関係者で構成しております外部有識者会議を設置して、令和7年度以降の新たな方針を検討することとしております。

私は、県政の歩みを進めていくに当たっては、地域や県民との対話を重視していきたいということは再々申し上げさせていただいておりますが、県立高校のこのような厳しい現状に対する高校の在り方につきましても、地元の自治体や地域の方々の主体的な取組と一体となって、地方創生の観点から再度捉え直して、しっかり取り組んでいくことも必要だと思っております。

そのため、県教育委員会には、今後の検討を行うに当たって、そうした外部有識者会議で有識者の意見をいただく、これも当然重要ではあるんですけれども、地元の自治体や地域の住民の方々の考え、アイデア、そうしたものに丁寧に耳を傾け、意見をお聞きしながら議論をしていただきたいというふうに思っております。

地域社会に貢献し、世界に羽ばたく志ある人材を育てていく魅力的な県立高校になるように、私も知事として議論の経過をしっかりと見守りたいと

思いますし、総合教育会議など教育委員会に私も意見を申し上げる場がありますので、そのような場を通じて、しっかりと知事としての意見も申し述べてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔前川収君登壇〕

○前川収君 県立高校の現状、課題については、本来は教育長のほうにお尋ねをしなければならない課題だとはよく分かっております。ただ、知事が政治家として今回の選挙に臨むときに、やっぱり県立高校、もちろん私学とかいろいろあるんですけれども、県立高校に対する思いというものをきちっとマニフェストに述べていただいておりますので、そのことを踏まえて質問させていただいたということであります。

少子化が止まらない現状の中であって、現状の高校をそのままずっと維持していきたいという思いは思いとしながらも、現実的にはかなり厳しいということは、多分皆さん御承知のとおりであります。

数年前でありましたが、熊本県においても、県立高校の統廃合に踏み切ったときがありました。あのときの思いは、あんまりいい思いじゃありません。みんな、むしろ苦い思いをしながら、地域にとっては地元の議員としての責任が果たせないというような厳しい感情も持って、しかし、やむを得ないということでやってきたわけでありまして、まあ、そのしこりがないわけでもないと思っております。

とはいえ、生徒がいないという状況の中に県立高校を維持しなさいということは、これは不可能な話であり、県内の市町村においても、市町村立の小中学校の統廃合というものも現に行われてきているという現状からすれば、そういった部分に踏み込んでいかざるを得ないということはよく分

かっています。

しかし、知事の御答弁にもございましたけれども、学校というのは、特に高校は、地域の教育拠点であると同時に、やっぱり地方創生の拠点であり、地域政策のやっぱり柱になるものだというふうに思っています。我が町にある高校がなくなったら、我が市にある高校がなくなったならば、その地域全体にとって計り知れない影響が出るというようなことを考えれば、生徒が何人減ったら統廃合しますよというような形、前回そうやってやられてきましたけれども、それはそれとして指標としては必要だと思いますが、やっぱり地域の皆さんとしっかり本音で話し合っていくことを早めから始めていただきたいというふうに思っています。生徒がいる、いないの部分も含めてであります。生徒が少なくなる部分は、先ほどお話がありましたように、様々な工夫や努力をすることによって、その地方の学校をしっかりと残していくことができるということだと思っています。

それから、やっぱり熊本市内に偏在——偏在という表現がいいかどうか分かりませんが、満たす高校、満たさない学校の数から見れば、まさに熊本市内に集中しているわけでありまして、まあ、教育は自由であるべきですから、望むべき学校に行きたいという思いは思いとしてありますけれども、郡部の子供たちがやっぱり熊本市内の学校に行っているという現状もあるんだろうと思います。その期待に応えられる地元の学校というものをつくっていく責任というものも私はあるというふうに思っております。ぜひ、今回、これから先進でいく県立高校の現状については、教育的な政策でありますけれども、知事としても、政治家としてしっかりと関与していただきたいと思えますし、何より地域政策として、県立高校だから

県の教育委員会が決めますということではなくて、それぞれの地元の皆さん方としっかりとディスカッションをしながら、話し合いをしながら前に進んでいくという形をぜひ取っていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

最後に、スポーツ施設の整備手法の検討についてお尋ねをいたします。

蒲島県政ではできなかったこと、新しいくまもとづくり、熊本を新しいステージへ持っていくということの一つのテーマが、これは私の個人的な考えでありますけれども、木村さんに出馬要請をしたときの脳裏に浮かんだことであります。それができるのは木村さんしかいないだろうということであり、それは、実はスポーツ施設の整備ということ、みんなが願っているけれども、なかなか簡単にいかないということ、これはもう十分分かっています。それでも、どこかに活路を見出してやってくれるんじゃないかという期待も含めて、その新しい熊本、知事が言うくまもと新時代という部分について、当てはまるのがこのスポーツ施設の部分になっていくんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひそのスポーツ施設の整備手法の検討についてお尋ねをさせていただきたいと思えます。

藤崎台県営野球場をはじめ、熊本武道館、熊本県立総合体育館、熊本県民運動公園などの県営スポーツ施設は、県民のレクリエーションでの使用や健康・体力づくりに役立つ生涯スポーツの拠点であることに加え、国際大会での会場やプロスポーツチームの本拠地にもなっているなど、幅広く利用されています。

しかし、それぞれの築年数を見ますと、藤崎台県営野球場は建設から64年、熊本武道館は53年、県立総合体育館は42年になるなど、各施設には、

こうした老朽化をはじめとする様々な課題が存在しております。

そのような中、近年では、本県にゆかりのあるスポーツ選手やチームが、県民に多くの夢や感動を与える機会が多く見られ、その盛り上がりに応じ、新たな野球場やアリーナ、武道館、スタジアム等のスポーツ施設の整備を期待する県民の声も多く聞かれるようになってきております。

こうした県民の声を背景に、スポーツ施設の整備については、県議会でも近年多く質問が行われておりますし、また、以前より県や教育委員会、そして県議会に対しても、各方面から新たな施設整備に関する陳情や請願が行われてきたところであります。

しかし、昨年9月の定例県議会では、当時の蒲島知事が、施設やプロスポーツチームに求められている基準が刻々と変化していること、各市町村での検討も始まっていることに加えて、県政の喫緊の課題である災害からの創造的復興やT SMC進出に伴う効果の最大化など、率先して対応すべき課題が山積する状況であることを理由に、自らの任期中において、スポーツ施設整備の在り方を取りまとめることが困難であるという御答弁がございました。

一方、木村知事は、さきの知事選における県民との10の約束の中で、スポーツの戦略的な振興に向け、熊本を世界に飛躍させるスポーツ施設について、県が主導して議論をスタートすることを掲げています。

そこで、今後、県としてどのようにスポーツ施設の整備手法を検討していかれるのか、知事にお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 今後どのようにスポーツ施設の整備手法の検討をしていくかという点につきま

してお答え申し上げます。

近年、熊本県にゆかりのあるスポーツ選手やプロスポーツチームの活躍が、県民に大きな夢、勇気、感動、誇りを与えてくれています。また、今年は、オリンピック・パラリンピックイヤーでもあります。県出身の選手の皆さんの活躍が期待されるところです。

個人的な話ではあるんですが、私は全く運動神経がないんですね。ですけれども、その分、スポーツで拍手喝采を浴びる友人たちをずっと羨ましく思っていましたし、選手として全国大会で活躍する人々をむしろ羨望のまなざしで見ている、それぐらい私はやっぱりスポーツに対する憧れがあります。

そして、スポーツは、心身の健康増進、人々の触れ合いの深化など、県民の幸せで充実した生活に重要な役割を果たしてくれています。

これまた個人的な話ですけれども、私、昨年からジョギングを始めて運動をしたことによって、知事選を戦い抜く体力がついたと思っています。スポーツに本当に心から感謝しているところでもあります。

議員が御質問の中で述べられましたとおり、県営スポーツ施設の中には老朽化などの課題を抱えています。県民から、また県民以外の方からも含めてですけれども、整備を求める多くの声が届いております。この問題は、熊本県政の残された課題と認識して、しっかりと取り組んでいかなければならないと思っています。

しかしながら、スポーツ施設の整備は、県の力のみで実現できるものではないということもこれもまた事実であります。県民の機運の盛り上がりでありますとか、市町村、民間と十分に連携しながら、民間活力の導入、民間事業者の主体による整備なども含めて、様々な観点からその整備手法の

方向性を検討していかなければなりません。

また、その方向性を決めるに当たっては、そのスポーツをする側、そして見る側双方の視点に加えて、それぞれの施設が、それぞれの所在する地域のまちづくりとか、または、ひいては地方創生を目指す上で有する価値なども含めて、しっかりと議論を尽くしていく必要があると考えております。

そのため、県では、本年度、新たな検討会議を設けて、市町村、そして学識、有識者、経済界、スポーツ関係団体と議論を開始することといたしまして、そのための予算を今定例会に提案させていただきます。

公約に掲げました任期中の方向性決定を何とかできるように目指して、今後丁寧に議論を重ねながら、公民連携による施設整備の検討をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔前川収君登壇〕

○前川収君 スポーツ施設整備手法についての御答弁の中で、とても重要な言葉をおっしゃられたと思います。それは、スポーツ施設の整備は県の力のみで実現できるものではありませんというお話でありました。

現実的に考えていって——昔は県有施設だから県がやるのが当たり前だという話があったのかもしれない。しかし、これを全て県が賄っていくということ、これは私は非常に難しいだろうというふうに思っています。

そこで、今知事がおっしゃったとおり、例えば、市町村が自らのまちづくりの中で取り組んでいきたいという意欲、これは熊本市に限らずでありますけれども、そういったものが自分の地域の地域政策の中にしっかりと織り込まれながら仮にやっていくということであれば、そこには民間も

入り、そして県もちゃんと——これは町の施設だから県は知りませんじゃなくて、そこに共同でやっぱり入っていけるような手法というものをぜひ開発してもらえればなというふうに思っております。この議論をしっかりと開始していくということであるということであり、任期中の方向性決定、これは全部じゃありませんよね。今私が課題として言った施設は幾つもありますけれども、まあ、1つずつでもいいので、しっかり前に進んでいる姿というものをを見せていただき、なおかつ県民の皆さんには、県民の税金だけで造るというのは非常に厳しい。

それから、プロスポーツの世界も、かなり昔とは変わってきてまして、プロスポーツがやる施設というのは、県外においては、そのプロスポーツの団体が造っている施設もあるわけでありますから、公営ということだけにこだわらずに、広く意見を求めながらお考えいただければというふうに思っております。

質問の中でも言いましたけれども、これがやっぱりなかなか蒲島さんの16年間では前に進めなかった部分だというふうに、私だけでなく皆さんも思っていらっしゃるというふうに思っています。

スポーツが持っているポテンシャルは、やっぱり県民に夢や力を与えていくということ、これはもう間違いのないことでありますから、ぜひ前向きに御検討をいただければというふうに思っております。

以上で私の質問は全部終わりましたが、まだ8分残ってまして、初めてであります、こんなに残ったのは。でも、残します、ちゃんと。早く終われという顔を皆さんしているように私には見えております。

ただ、少しだけ——県民の皆さん方の前で、初

めてこの6月議会の冒頭に知事が議案説明の中で所信を述べられました。私は初めて聞いたんですけども、知事の座右の銘は、なせば成る、なさねば成らぬ何事ものということであったということでありまして、初めてそのときに聞いたわけでありまして、これから先、知事がやっていく中において、今までマニフェストで約束した事象に対する対応、これは当然織り込んである対応ですが、想定しなかった事案がどんどんどんどん生まれてきて、それにしっかり対応していくということも、これから多分必要になるというふうに思います。

あつてはならない話でありますけれども、熊本地震や、それから令和2年の豪雨災害だって想定していたわけではないということでもありますし、また、コロナも、誰も想定しなかった、あんなパンデミックが起こるなんて思ってもいなかった。でも、思ってもいなかったことが起こり得るのが現代の社会であり、そこでその対応力というもの行政に問われているし、その対応力が高いか低いか、結果として県民の幸せを大きく左右するということに私はつながっていくというふうに思います。

蒲島県政の特性の一つは、私は、能力ある県職員の皆さん方の力を最大限に引き出してきたことだというふうに私は思っております。知事も私も、熊本県の職員は日本一だという言葉をいろんな場所で何回も言ったことがありますが、本当に私は、そういうポテンシャルを持っていच्छやる、それは、やっぱりそういった想定しなかったことが起きたときに問われるということだと思っています。ぜひそのことはしっかりと、もう側近中の側近として隣で蒲島さんを支えてきた、まさに即戦力である木村知事であられますから、私が言わなくても十二分に御理解はいただいているも

のだというふうに思いますが、ぜひ、御自身の能力があることは誰でも知っていますが、どうやって今度は職員の能力を引き出すかということにも心を砕いて県政運営に当たってもらえればというふうに思い、私の質問を閉じたいと思います。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（山口裕君） 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時37分休憩

午後0時59分開議

○議長（山口裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

立憲民主連合西聖一君。

〔西聖一君登壇〕（拍手）

○西聖一君 会派・立憲民主連合の西聖一でございます。本日は、木村知事の本会議最初の記念すべき日に、会派の代表質問をさせていただくことを光栄に存じます。

まずもって、木村知事におかれては、激戦の選挙戦で県民の支持を得られたことをお祝い申し上げますとともに、県民の負託に応じて御活躍されることを期待いたします。

さて、これから4年間の木村県政の最初の議会質問に当たり、各部長への質問ではなく、基本的に知事への質問とさせていただきました。様々な角度からの質問ということで、11項目となっております。また、蒲島知事の後継ということで、どうしても前知事との比較をするような内容になっている点は御容赦をいただきたいと思います。

少し耳の痛い質問もあるかと存じますが、良薬は口に苦しということわざもあります。県民目線の質問と受け止めていただき、真摯な御答弁をいただきたいと思います。

それでは、水俣病問題についてお尋ねいたしま

す。

5月1日は、水俣病でお亡くなりになった方への慰霊式が毎年水俣の地で行われ、式典の後には、患者関係者団体と政府や担当する環境省との意見交換が実施されてきました。今年も、環境省の伊藤大臣と意見交換ができるわけですから、患者及び関係者は、水俣病をめぐる様々な苦しみや現状を訴え、改善を要求する場だと心待ちにしていたと思います。

その発言時間は、事前に3分以内とされていたようですが、水俣病が公式認定されて68年ですけれども、実際は、それ以前から健康被害は発症しているわけで、患者が背負った一生の出来事を語るには、3分で伝えることなどはできるはずはありません。それでも限られた時間に精いっぱい思いを伝える絶好の機会だと、発言者はその場に臨んでいたと思います。

ところが、既に報道にもありましたとおり、意見交換の場では、3分を経過したら発言者のマイクのスイッチを切る、あるいはマイクを取り上げるといった考えられないことが起きました。

後日、伊藤大臣からの涙交じりの謝罪もあり、環境省の原点である水俣病で苦しんでいる方に大変失礼なことをしたという発言と、環境省から再度の意見聴取の場を設けるという記者会見もありました。当然のことだと考えます。

しかし、問題はそこだけではありません。私も報道のテレビの画面を見ておりましたが、その場に木村知事も同席されていました。その大変な場面で、県民の代表者であり、水俣病患者の思いに寄り添うべき知事が、一言も発言されなかったことです。なぜ、大臣や環境省役人に対して、ちょっと待ってください、発言はまだ続いていますよと、マイクを取り上げる行動に対して発しなかったのでしょうか。

さらに残念であったのは、後の記者会見で、当時の様子を、大臣がつるし上げに遭っているようだったと発言されたことです。もちろんこれは、記者に指摘され、御自分で即時撤回されたことではありますが、会話において、言葉というのは日頃思っていない言葉は、なかなか口をついて出るものではないと私は考えておりますので、木村知事は、患者団体と環境省との意見交換の場を、いつもつるし上げるような場というふうに感じているのかと想像してしまいます。

このように思ったのは私だけではないでしょう。多くの県民から、この件に関して同様な意見を耳にいたします。これから4年間、県民のために頑張っていかれる知事の対応としては非常に残念なことでありました。

さらに残念であるのは、環境省の対応です。今回の件を反省して、環境省内にタスクフォースを編成して対応に当たるとされました。この対応については、一步水俣病問題の改善に向かう体制ができたものだと私は思いましたが、何と次期懇談の場を設けるために関係機関との連携を図るだけのものであり、タスクフォースを設置することで、水俣病対策の改善に結びつくものではないということです。

立憲民主党は、今回の件を受けて、5月20日に、9名の国会議員が水俣市を訪れて、関係団体と朝の10時から夕方5時近くまでしっかりと懇談を行い、解決に向けて、新たに議員立法による法案提出をすると約束をし、昨日18日に国会に提出をしました。懇談会に私も同席させていただきましたが、一団体1時間でも足りないと感じるほど患者の御苦勞や改善要望をお伺いしたところです。

さて、今回の一連の対応は今述べたとおりですが、水俣病関連の対策は、熊本県政において重要

な課題であり、前蒲島知事も、水俣病は私の政治の原点であり、あとう限りの救済を掲げて取り組んでこられました。確かに、蒲島知事が特措法により多くの患者を救済してきたのは事実です。

しかし、一方で、県の公健法に基づく認定業務の現状は、県関係で、令和6年5月末現在、申請件数延べ2万2,556人に対して認定者は1,791人と、僅か1割程度です。棄却者は1万3,409人、取下げ者は7,025人で、まだ331人の認定申請者が残っています。

そのため、認定を受けられなかった方などがこれまでも各訴訟を起こしていますが、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟では、2023年9月27日に、大阪地方裁判所が128名全員について水俣病の罹患を認める判決を出したにもかかわらず、県は判決を不服として控訴するなど、救済とは程遠い対応があります。

さらには、特措法に基づく不知火海沿岸地域の健康調査もいまだ実施されていません。現在、国がようやく開発した水俣病の客観的評価法は、とても悉皆調査ができる手法ではないとは思いますが、知事はどのように考えておられますか。

私どもの会派では、県議会において健康調査の実施を強く求めているところですし、さきの関係団体との意見交換でも、その点は強く要望されています。

今回の件を受けて、環境省に対しては、以前に増して水俣病の全面解決に向けての対策を期待しますが、私は、蒲島知事のあとう限りの救済という思いをしっかりと受け止めている木村知事に、県としての主体的な行動を大変期待したいと思います。

そこで、木村知事に、今回の件についての考え、そして、これからの水俣病対策への取組についての意気込みをお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 西議員の代表質問にお答えしてまいります。

まず、水俣病問題についてです。

水俣病犠牲者慰霊式後の関係団体と環境大臣との懇談の場における環境省による不適切な運営に対しては、当日から問題点を私も指摘したところですが、後日、私の記者会見の中で、懇談の場の状況を表現しようとした際に、正しくない表現を使ってしまったことにつきましては、今議員からも御指摘をいただきましたので、改めてこの場でおわびを申し上げたいと思います。

団体と環境大臣との再懇談は、環境省が7月開催に向けて今調整をしているところです。私も、可能な限り全行程出席して、団体の方々の要望を直接お聞きして、様々な課題が少しでも前進するよう、国と連携しながら取り組んでまいります。

また、県が主催する懇談についても実施する方向で調整を進めております。

健康調査につきましては、環境省が昨年立ち上げた研究班の中間報告が本年4月公表されまして、脳磁計とMRIを使った調査の基本的な考え方や課題などが整理されました。

環境省では、今後も、こうした専門家の議論も踏まえ、調査対象者の在り方も含め、健康調査の実施に向けて検討を進められていると承知しております。

熊本県では、これまで、機会あるごとに、環境省に対して健康調査の早期実施を要望しております。私自身も、5月23日に伊藤大臣にお会いした際に、より納得性の高い健康調査を早期に実施するよう要望したところでございます。今後も、スピード感を持って検討を進めていただくよう、引き続き国に要望してまいります。

次に、水俣病問題への取組についてお答え申し

上げます。

水俣病問題は、熊本県政にとっての最重要課題であります。

平成16年のいわゆる関西訴訟、その最高裁判決において、原因企業のみならず、国、そして私たち熊本県にも被害の拡大を防ぐことができなかった責任があるということが判決で示されておりまして、熊本県は、その責任を強く重く受け止めております。

現在も訴訟ですとか公健法に基づく救済を求めている方々がおられるなど、様々な課題について、県として責任をしっかりと果たしていきたいと考えております。

まず、公健法に基づく認定審査でございますが、平成25年の最高裁判決を最大限尊重し、申請者個々の事情に丁寧に対応しながら、着実に審査を進めてまいります。

患者、被害者の安全、安心な暮らしの確保についても、重要な課題と認識しております。引き続き、御本人、御家族の声を丁寧に酌み取りながら、取り組んでまいりたいと考えております。

特に、胎児性、小児性の患者の方々におかれましては、お一人お一人の気持ちに寄り添い、日常生活の支援を行ってまいります。

また、水俣病への偏見や差別の解消も大きな課題でございます。語り部の方々をはじめ地元の皆さんと連携しながら、水俣病に関する正しい情報を発信してまいります。

さらに、水俣・芦北地域の振興については、県庁内に、副知事を委員長、そして各部局長などを委員とする水俣・芦北地域振興推進委員会を設置して取り組んでおります。今後も、地元の市町と密接に連携をしながら、水俣病の教訓を踏まえた地域づくりや第七次水俣・芦北地域振興計画に基づく取組を着実に進めてまいります。

今後とも引き続き、水俣病問題を県政の最重要課題と位置づけまして、様々な課題に県庁一丸となって全力で取り組んでまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 知事のこれからの水俣病対策に向けての強い意欲が伝わる答弁をいただいたものと思います。

ただし、水俣病の関係者も高齢化しており、生きている間に救済があるのだろうかという思いの中で、いまだ苦しんでいます。

政治は結果だという言葉がありますが、スピード感を持って、この4年間の任期中に、答弁した内容を実現できるように取り組んでいただきたいと思います。

今回、知事のスタート時に当たって大変なこととなりましたが、知事を終えたときに、水俣病対策が私の政治の原点だったと自身の回顧録で述べられるような、これからの取組を期待したいというふうに思います。

続いて、川辺川ダムについてお尋ねいたします。

川辺川ダム建設については、立憲民主連合会派では、ダムによらない治水を求める立場です。

前蒲島知事は、16年前の9月議会で川辺川ダム建設中止を明言しましたが、令和2年の7月豪雨災害を受けて、これを撤回して、命と環境の両立を目指した緑の流域治水として、流水型による川辺川ダム建設へと方向転換をしました。

この判断を受けて、地元ではいまだダム建設の賛否が拮抗している中、国は、県の要望を受けて、環境アセスの対象ではない事業であるものの、環境アセスに準ずる調査を実施し、粛々と流水型ダム建設を進めています。

このような中、5月21日に、環境影響評価について、全4段階の書面作成手続のうち、最終段階

の評価レポートの案を示しました。それは、3段階目の準備レポートに、熊本県知事や流域住民らの意見を受けて一部修正されたとしています。

修正案は、流水型ダム環境保全対策検討委員会に示され、委員会では、アセス終了後も、さらなる環境影響の最小化や住民への説明を進めてほしいという意見が出されているようです。

そこで、木村知事にお尋ねしたいと思います。

昨年度末に、県は環境アセスによる公聴会を開催し、4会場で延べ44人の方が意見を述べられましたが、その全ての方がダム建設反対、そして環境の悪化を述べているところですが、知事の意見には、それらの住民の意見が反映されていないのではと感じています。

先日、五木村長がダム建設受入れを表明したことに対して、即時住民からの反対の陳情が上がりましたが、地元住民がダム建設を容認してはいません。

これまでも、建設反対の住民の意見交換の場を前蒲島知事に要望しましても、担当者が知事に伝えるだけの対応で、直接対話のないまま今日に至っています。木村知事は、住民との対話を持つ考えはあるのでしょうか。

また、委員会では指摘された環境の影響を最小限にするという対策はその場しのぎであり、ダムを造ることで環境の悪化は避けられない中、環境影響を最小限にするという言葉は、ごまかしにしか感じられません。

県民には、緑の流域治水計画について、新聞の全面広告を使って、流水型ダムを含めたすばらしい計画として知らされていますが、環境悪化を懸念する方の意見がそこには全く反映されていないと思います。

そのほか、そもそも旧川辺川ダム建設計画については廃止の手続きを取らなければなりません、

今後どのように進めるのでしょうか。

あわせて、流水型ダム建設を進めるに当たっては、川辺川や球磨川の漁業補償の手続など、様々な住民からの意見が噴出してくることは容易に想像が付きまします。

以上を述べて、流水型ダム環境保全対策検討委員会でも指摘された、さらなる住民に対する説明について、木村知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 川辺川における新たな流水型ダム、そして住民への説明についてお答え申し上げます。

蒲島前知事は、令和2年7月豪雨災害を受けて、球磨川流域の治水の方向性を決断する際に、ダム建設をめぐる地域の対立を再び起こしてはならないと心に誓ったと述べられております。

私も、被災地の復興を進めるためにも、ダムによる地域対立や分断を起こしてはならない、このことは心に銘じて考えております。

流水型ダムにつきましては、これまでの環境影響評価において、事業主体である国に対し、流域住民等に丁寧な説明を行い、理解促進を図ることを求める知事意見を提出してきております。

国では、この意見を踏まえ、事業の進捗に合わせて、大型模型や仮想空間技術などを用い、分かりやすく丁寧な説明が行われていると認識しています。

また、今月末にも、ダム建設予定地である相良村で、緑の流域治水の取組に関する村民説明会が開催されます。国、そして県の担当者が、村内4か所の会場へ伺い、流水型ダムを含む河川整備の取組などを説明することとしております。

さらに、熊本県では、流水型ダムが命と清流をともに守るものとして整備が進められているのか、国、流域市町村、住民の皆様と一体となり、

事業の方向性等を確認していく仕組みとしての会議を毎年開催しています。

この会議は、より多角的な見地から多様な意見をいただくため、流域12の市町村の住民の皆様はもとより、自然保護、漁業、観光など各分野の方々に御参加いただいております。

会議では、いただいた意見のお一つお一つに国、県から回答を行っておりまして、議事録は県のホームページで全て御覧いただけます。

議員が御指摘いただきました新聞広告は、この会議で説明された事業の進捗状況を広く県民の皆様にもお伝えするために行っているものでございます。

今後の意見聴取でありますけれども、県内45市町村を回るお出かけ知事室では、当然五木村、相良村を含む流域市町村も訪問してまいりますし、私自身も、様々な形で流域の皆様から御意見や御提案をお伺いしてまいりたいと考えております。

命と清流を守る新たな流水型ダムを含む緑の流域治水について、県民の皆様の理解がさらに深まるよう、丁寧に説明を続けてまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 答弁にもありましたように、地域の分断は避けなければなりません。ですから、これからの対話や協議の場をしっかりとつくりたいと思います。

ただ、流水型ダム建設をめぐっては、これまで、環境の悪化を懸念する意見や令和2年7月の豪雨災害の原因の検証をいま一度一緒にしてほしいという地元の声に、国や県の当局は丁寧に対応できていないと考えています。

今、災害の検証については、国会でも新たに検証するべきだとする動きも出てきましたので、この推移を注視して、流水型ダム建設に当たっては、今後もダムによらない治水を考える立場から

意見交換をさせていただきたいと思います。

続いて、農業県熊本の振興についてお尋ねいたします。

県政の大きな柱である農業の振興は、木村知事にとっても重要な政策の一つだと考えています。

前蒲島知事は、もうかる農業、熊本の赤などのキーワードを掲げて、農業の振興に当たってきました。輸出農産物の増加やくまモンを活用した本県農畜産物の市場評価の高さが、その成果の大きな一つであると思います。

また、生産法人の育成や集落農業の育成、耕作放棄地対策、鳥獣害対策など、具体的な施策も実施してきました。

しかしながら、本県だけではなく全国的な現象ですが、農業従事者の高齢化、後継者不足は、将来の本県の農業振興を考えると、大変な課題です。

このような中、国では、農業の憲法とも言える食料・農業・農村基本法が25年ぶりに見直しをされ、改正法案が今国会で成立しました。

「食料安全保障の確保」「環境と調和のとれた食料システムの確立」「農業の持続的な発展」「農村の振興」の4本を柱として見直しが進められます。

ただ、これについては異論もあり、私は、地方自治体議員連盟を立ち上げて、食料自給率の観点や農業者に対する生産補助の在り方、有事の際の食料確保や農業者に対する対応策について、改善を求めています。

それはそれとして、担い手の確保、育成の課題は、これまでずっと取り組んでいる課題ですが、いよいよ担い手がいなくなっていると実感いたします。

例えば、私が住んでいる熊本市旧北部町の地域は、都市近郊で農業活力がまだ大変残っている地

域ですが、最近、10年後の担い手がどれくらい残るかの聞き取りを行ってみると、どの集落も2～3人という答えが返ってきます。そこには、今の担い手が農業リタイアすれば、農業を続ける人はいないという現実が見えてきます。

県の統計を見ましても、平成12年の基幹的農業従事者数は8万8,700人でしたが、20年後の令和2年では5万1,800人と、42%も減少しています。このまま推移すれば、計算上、令和12年には、平成12年時の3割ぐらいまで従事者は減少します。そして、先ほどの事例も踏まえると、それ以上に減少するのではと危惧します。

農業を続けられない要因は様々あると思いますが、最近では、TSMC進出効果なのでしょうか、都市近郊では、工業用地や宅地で売買される農地が増えてきており、それを見越して農地を手放そうとしている方が多いこと、また、中山間地では、経営効率も悪く、資産価値も低く、せっかく実りの秋を迎えても、イノシシや鹿等の鳥獣害がひどく、農業経営が困難なことから、農業の継続を諦める方も多いと感じています。

さらには、年金問題とも関係してきますが、国民年金や農業者年金は、厚生年金と比べて受給額が低いことから、子供にはサラリーマンを勧め、年金をもらってから農業をしたければすばいという農家も私は目の当たりにしており、農業後継者の確保の難しさを感じます。スイカ、メロン、トマトの高収益を上げる園芸農家でもそうですから、稲、麦、大豆等の土地利用型農業経営の若い後継者を確保、育成していくことは厳しい現状があります。

さて、高齢農業者が農業をやめる場合は、機械が壊れたときということもよく耳にします。田植機、トラクター、コンバインなどです。今は集落営農や法人組織でカバーしている地域もあります

が、組織のオペレーターの確保も困難になってきており、地域の営農をカバーする力も限られています。

しかし、機械があれば営農を続けられる元気な高齢就農者はまだいますし、家の跡取りとして定年就農やUターンをして就農しようとする方にとって、機械等があれば農業を継続する可能性は当然高くなると考えます。

ただ、農業機械の価格は驚くほど高く、補助事業対象にならなければ、導入困難な状況です。しかも、国の補助事業対象の要件は厳しく、個人に対しては、なかなか補助対象にはなりません。先祖の土地を守るために自己資金で対応される方もいますが、新規参入者に支援するよりも、農家の跡取りになる後継者にもっと補助があればと、よく耳にするところです。

この状況を解決するには、例えば、地域の認定農家であれば3割補助を無条件で受けられるような仕組みをつくれば、当分の間、担い手はまだ確保できるのではないかと考えます。

また、そのようにして小規模、中規模程度の機械導入の需要をつくっていかねば、農機具メーカーをはじめ、肥料、農薬や農業資材等、農業関連のあらゆる産業が縮小、撤退し、今後、意欲のある農家の経営も、機械や資材が不足し、営農が困難になると考えます。

これまでは、国や県は、大規模化や法人化、企業型農業を目指す農業者の育成に力を注いできましたが、もうそのような選別的な農業後継者の育成政策をする余力は現場にはないと感じています。

農業全体の持続的経営が重要になっている今日、県下の様々な地域で地域農業を支え、国土を守っている農家のために直接支援することが、農業県熊本の底力になるのではと私は考えます。

日本の食料基地として自負する農業県熊本を振興していく上で、今後どのように担い手を育成、確保していくのか、木村知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) お答え申し上げます。

熊本県は、豊かな自然環境を背景に、農家のたゆめぬ努力により、日本一を誇るトマトやスイカなど施設園芸、デコポンなどのかんきつ類、西日本一の酪農など、多彩な農畜産物を生産しており、食料生産基地としての重要な役割を果たしています。

しかし、農業を支える担い手は、高齢化、少子化などにより年々減少しており、その確保、育成は喫緊の課題と私も承知しております。国の食料・農業・農村基本法改正の議論においても、基幹的農業従事者は、20年後に大幅に減少する大変危機的な状況だと報告されました。

県では、これまで、新規就農者確保のため、就農希望者に対し、相談、研修、就農、定着の各段階において、関係機関と一体となったきめ細かな支援を行ってまいりました。その結果、青年等就農計画を策定した令和4年度の認定新規就農者は、全国トップレベルの535人に上っております。

また、議員が御指摘いただきました農業機械などの導入についても、個々の農業者への支援の拡充を図っているところでありますが、特に、作業を効率化、省力化できるスマート農業機械は、担い手不足や高齢化問題に対して有効な手段と考え、普及に取り組んでいます。さらに、農業支援サービス事業体に対する機械導入支援を通じて、個々の農業者が機械をより活用できる環境を整え、生産性の向上を図りたいと考えております。

加えて、今定例会に関連予算を提案しておりま

す50代の新規就農者への支援、また、経営継承の推進、農福連携、外国人材の活用など、多様な担い手の確保について、幅広く取り組んでいきたいと思っております。

一方で、午前中の前川議員への答弁でも申し上げましたが、私は、今回の選挙期間中に、多くの後継者が自身の地元で就農している地域を訪ねた際のその地域の活力といいますか、産地の活気を、農家の皆さんの元気さを非常に強く感じる機会が多うございました。改めて、地域農業の中核を支える担い手の柱は、子が親の農業を継承する、いわゆる親元就農だという思いを私は大変強くいたしました。

そこで、現在、県内全域で親元就農の現状などについての調査分析を農林水産部に行わせております。親元就農の成立には、経営状況をはじめ様々な要素が多分絡んでくるものと考えておりますので、調査結果をしっかりと検証して、担い手対策を強化して、後継者の確保につなげてまいりたいと考えております。

熊本県の農業政策の要諦は、担い手対策にあると私は確信しております。食のみやこ熊本県も稼げる農林畜水産業も、全ては担い手が確保されてこそ実現するものばかりです。

今後とも、関係機関が一体となって、熊本県の農業の持続的発展のため、担い手の確保、育成に全力を注いでまいります。

以上でございます。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 農業の担い手対策の一案を申し上げましたが、本県が農業県熊本を掲げていくのであれば、今まで以上に本腰を入れなければ、その維持は困難だと考えます。これから、改正された基本法に基づき、各自治体では基本計画を策定することになりますが、県の取組姿勢が問われます。

私は、今回の食料・農業・農村基本法の改正は、競争についてこれない農家は、どうぞおやめくださいというようなニュアンスを感じています。

答弁の中では、親元就農対策に新たに力を入れる答弁をいただきましたので、今頑張っている地域を支えている担い手が、子や孫に安心して経営を託せるような就農支援対策を考えていただき、担い手確保、農業施策のモデル県となることを期待しまして、次の質問に移ります。

オーガニック給食と給食費の無償化の推進についてお尋ねいたします。

私は、学校給食の問題を、これまでもいろいろ取り上げて改善を要求してきたところです。今回は、オーガニック給食の推進と給食費の無償化について質問をいたします。

学校給食は、子育て中の親にとって、とても関心のある事柄です。子供の成長を願って、安全で安心な食べ物、そして、できれば給食費は高くないように希望をしています。

さて、その給食については、学校給食法の中で、食材や調理法、栄養管理など、とても厳しい条件が定められている中で実施されています。特に食中毒対策には力を入れており、現場で働く人にとっては大変なことで存じますが、おかげで、安全で栄養バランスのよい、そして、地元食材等を生かしたおいしい給食が子供たちに提供されています。

しかし、現在の材料費の高騰が現場担当者を悩ませており、1食250円前後で献立を立てるのは至難の業と言っても過言ではないと考えます。安い輸入農産物に頼っていた部分もあるかと思いますが、円安が続く日本の経済状態や世界の異常気象や紛争が続く中で、農畜産物の安定確保はますます難しいものがあると考えます。

さらには、海外農産物には、残留農薬や抗生物質等使用の畜産物、また、近年は、ゲノム編集された農畜産物、さらには、様々な添加物が入った加工品も食材として使用される可能性もあることから、成長期の子供を抱える親にとっては、できるだけそのようなものを使用しないしてほしいという強い願いがあります。

これは世界共通であり、ヨーロッパは、フランスを中心にオーガニック給食が進んでいますし、韓国では、法律をつくって、新環境農産物の名称で、有機農産物を使った給食の推進をしており、幼稚園や小中学校では原則100%実施、高校では70%を目標となっているようです。

このような動きは日本各地にも広がっており、令和2年では、123の市町村が学校給食に有機食品を取り入れていると報告がありますし、多くの自治体の首長が率先して取り組んでいるところです。先進的な取組を進めている千葉県のいすみ市の取組は、全国のモデルとなっています。

本県でも、山都町や南小国町で取り組まれていますし、熊本県の給食用のパンは、県パン工業組合の協力もあって、昨年の10月からは、全て国産または県産小麦を使用したパン給食が実現し、保護者からの歓迎の声を伺っています。

また、国では、令和3年度に、持続可能な食料システムの構築に向け、みどりの食料システム戦略を策定し、2050年までに目指す姿の一つとして、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大することとしています。

ただし、これには生産者の理解も必要ですし、何といたっても生産物の需要が見込まれるのが懸念事項です。

その点、オーガニック給食が普及することは、需要と供給の大きなマッチングが可能であり、今後、生産者と一体となった地産地消を基調とした

オーガニック給食が進むいい環境ができつつあると考えます。この点は、教育委員会と農政サイドがしっかりと連携をして取り組むことが重要だと考えます。

それと、もう一点が給食費の無償化です。

これも、国の子育て支援政策が進む中、各市町村で学校給食の無償化に取り組む市町村が増えてきました。本県でも、既に実施している市町村は14市町村となり、増加傾向にあります。

しかし、このことを市町村任せにしていると、財政の状態や首長の姿勢にも関連していますが、結果的には、子育て支援の格差につながっていくことを懸念します。

そこで、小中学校の義務教育期間については、全市町村一律に給食費の無償化に取り組むことが必要ではないでしょうか。

また、市町村だけではなく、県立の学校も当然給食費の無償化を進めていくべきだと考えます。

国のほうでも、学校給食費の無償化について検討が進んでいますが、木村知事も、子育て支援対策本部を立ち上げる中、他県に先駆けて取り組んでほしいと思いますが、オーガニック給食の推進と学校給食費の無償化について、どのようにお考えか、県農政部にも在籍した白石教育長にお尋ねいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 初めに、オーガニック給食の推進についてお答えいたします。

学校給食において、地域の有機農産物を含めた地場産物の活用を推進することは、新鮮な食材を提供することができるだけでなく、子供たちの郷土理解、郷土愛の育成、地場産業の振興にもつながると考えています。

そこで、県教育委員会では、昨年7月、有機農業について先進的な取組を実施している大分県臼

杵市を農林水産部とともに視察し、情報収集を行いました。その中で、自治体や地域の生産者の協力により、学校給食における有機農産物の使用率は向上しているものの、さらなる使用率向上には、安定した生産量を確保する必要があることなどの課題を把握することができました。

また、昨年7月と9月には、県立荒尾支援学校をモデル校として、有機農産物を活用した献立等について、実証事業を行いました。その結果、児童生徒が有機農産物に興味を持つきっかけの一つとなりましたが、予算や栄養面から、使用可能な品目や量が限定されるなどの難しさを再認識したところでございます。

今年度は、生産者との連携を実証するモデル校での取組を行うとともに、市町村の担当者を対象に実施している学校給食関係者会議や栄養教諭の研修会等において、全国の好事例の紹介をするなど、引き続き、関係部局と連携しながら、オーガニック給食の推進に努めてまいります。

次に、学校給食費の無償化についてお答えいたします。

給食は、学校給食法により、設置者が実施主体となっており、県内では、令和6年4月現在で、14市町村が給食費の無償化を、26市町村が半額または一部補助を行っています。

国においては、こども未来戦略方針に基づき、先週公表された学校給食に関する実態調査の結果を踏まえ、今後、法制面等も含め課題の整理を行った上で、学校給食費の無償化に向けた具体的方策を検討することとされています。

県教育委員会としましては、国の具体的方策の検討状況等を踏まえながら研究してまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 オーガニック給食について、農政部と連携して、しっかり研究して取り組んでいるよ

うなので、教育長の手腕に期待し、一日でも早く全県下の学校給食にその成果が出ることを期待いたします。

無償化については、本県で実施するには43億円かかるという試算を伺っていますが、熊本市の小中学生を除いて試算をし直せば14億円程度です。半額補助制度をつくれば、約7億円の予算化で熊本市以外の義務教育の給食費は無償化できると思いますので、ぜひとも検討をお願いし、県として子育て政策の偏在化が出ないように、教育長には改めてお願いをしたいと思います。

次に、半導体企業等の進出による地下水保全についてお尋ねいたします。

T S M C の進出を受けて、多くの半導体関連企業が熊本に進出し、経済の好循環が本県に起こっていることは、経済界にとって大変喜ばしいことだと考えます。

その一方で、企業が大量の地下水を利用することで、地下水の減少と排水による地下水の環境汚染が起こるのではと、大変な関心事となっています。私も、様々な方から熊本の地下水をしっかり守ってほしいという声をいただいています。

森の都、水の都とうたわれてきた熊本県民にとって、阿蘇を源流とする地下水は誇りであり、暮らしていく中で、地下水の利用は当然の権利だと思います。そのために様々な地下水保全の取組も実施してきましたし、全国に先駆けて、熊本の地下水保全条例ができたのもそのような背景からです。

また、地下水の汚染に対しても大変敏感です。かつて公害の原点とも言われる水俣病は、企業経営の優先で汚染水処理が不十分であったことから、メチル水銀が海洋を汚染し、食物連鎖により水銀中毒症が発生しました。

ですから、その反省として、二度と水俣病のよ

うな公害を起こしてはならないというのが本県の教訓です。その公害の可能性が、今回の半導体並びに関連企業進出によって出てきたと私は考えています。

例えば、半導体製品を作る工程では、大変危険な化学薬品を使用するとされています。そして、その化学物質は、企業秘密となるため、企業側は公表しないとされています。もちろん J A S M だけを原因者とするわけではありません。様々な企業が進出して工場排水を行うので、どのような物質が、どのように有明海の環境や人体に影響を与えるか、未知の部分が多いと考えます。

これを未然に防ぐには、地下水や河川の水質検査をしっかり行い、企業の排水状況を行政がきっちと監視することだと考えます。既に熊本県、熊本市でも、水質検査の中に P F A S 等の規制外物質のモニタリングも開始されていますが、残念ながら、その結果はまだ公表されていません。

第三者委員会で検討して水質の変化を見ていきたいということを伺っていますが、ベースとなる今の水質状態を県民に分かるようにデータを公表した上で、その後の定時の検査結果もしっかり公表していくことが、県民に安心と信頼を与える行政の役割だと考えます。

また、この件に関して、検査機関である県の保健環境科学研究所を視察させていただきましたが、最新の水質検査機器が導入されていました。国の従来の検査基準項目以上の項目についても検査ができるという優れものです。

ただし、現状では、P F O S、P F O A、金属等についても検査は可能ですが、人員体制は必ずしも十分ではないという話を伺いました。ぜひとも、水俣病のような公害が再び発生しないように、工場排水を厳しく監視する全国一の体制や基準を本県につくっていただきたいと思います。

前蒲島知事は、本県を半導体企業進出によって九州のシリコンバレーとして創造していくと議会で述べられましたが、そうであるならば、100年後も県民が水の都熊本を誇れるようにしていただきたいと考えますが、この点について、木村知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 地下水の保全などについてお答えを申し上げます。

私は、県民の皆様との対話の中で、地下水への影響を懸念する多くの意見をこれまで聞いてまいりました。そのため「熊本の宝である水の確実な保全」を知事選のマニフェストに掲げさせていただきました。

知事就任当日に、地下水の量と質の保全の取組を強力に推進していくための体制整備を表明しました。5月27日に、第1回地下水保全推進本部を開催したところでございます。今後、庁内関係部局がしっかりと連携し、市町村とも協力しながら取組をしっかりと進めてまいります。

河川や地下水の水質検査体制について御質問をいただきました。

検査に精通した職員を配置するとともに、外部委託による業務効率化なども行いながら、体制を確保してまいります。また、さらに、昨年度からは、専門的な知見を有する大学などの研究機関の協力もいただくことで、検査能力、そして研究能力の向上にも努めているところでございます。

排水の監視についても御質問いただきました。

これにつきましては、まず、法令等で義務づけられている施設設置前の届出により、適切な施設であるかを確認しております。そして、施設設置後は、立入検査を行いまして、施設及びその運転管理状況をしっかりと確認してまいります。

次に、法令等に基づく規制物質につきまして

は、下水道に流入する段階では菊陽町が、そして下水処理場から坪井川へ排出する段階などにおいては熊本市が、それぞれにおいて、基準に適合しているかをしっかりと確認いたします。県では、関係市町と連携して監視を徹底して、その結果を公表するとともに、適切に対応してまいります。

また、法令等で規制されない物質についても御指摘がありましたが、これは、今対象物質が膨大なため、まず、存在する物質を特定するスクリーニング調査を行っています。この調査では、物質の存在の有無を調べています。

その後、新たな工場稼働前後を比較して、その変化の見られた物質について、今度はしっかりとその濃度を分析しまして、専門家による意見を添えて公表するとともに、適切な対応につなげることとしたいと考えております。

法令等で今規制されていない物質は、国においてもまだ基準値などがないということですから、その公表に当たっては、風評被害が起きないように注意する必要があるということも、専門家から意見をいただいていることも申し添えておきます。

私は、熊本の宝である地下水を確実に保全し、県民共有の宝として次の世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの使命である、重要な責務であると考えております。

今後も、この地下水を守り抜くという強い決意の下、議員から御指摘いただきました県庁内の体制づくりについても、常によくチェックをいたしまして、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 先日、坂本正元学園大学長を会長とする国民の水を考える熊本県民の会から知事に要

望を出させていただきましたが、地下水問題は、県民に大きな不安を与えていますし、行政による監視体制の強化が、この中にもやっぱり求められています。

地下水は、一度汚染されると、その浄化は大変困難になると考えられます。また、河川水や地下水は、最終的に有明海に流れ込みます。どんなに微量な成分でも、時間の経過とともに、その総量は大きくなります。スクリーニング、モニタリング調査の結果を踏まえて、危険物質の総量規制というように今後進んでいくのではと考えます。

公害病の原点である水俣病の教訓は様々にありますが、一般財団法人水俣病センター相思社の著書には、調査なくして発言なし、原因をすかさず取り除く、利害優先ではなく公共性優先である、情報公開、偏見、差別の解消とまとめていることを紹介し、この5点をしっかりと念頭に置いて、地下水保全推進本部の運営を木村知事にお願いしたいと思います。

次に、障害者に対する福祉政策についてお尋ねいたします。

木村知事は、左手に障害をお持ちになっています。そのため、私どもには分からない様々な御苦勞を体験してきたのではと察します。しかし、そのような苦勞はみじんも見せずに御活躍されることに対して、本当にすばらしいことだと敬服をいたします。

県知事選においても、そのような木村候補の頑張られる姿に、障害者団体も大変期待をしているお話も耳にしたところです。

さて、歴代の知事の福祉政策を振り返りますと、潮谷知事は、バリアフリーやインクルージョン教育の進展というような福祉政策を示してきました。また、蒲島知事は、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例をはじめ、認知症対

策に力を入れて、認知症サポーター養成率日本一を達成しています。

福祉政策と一言で言いましても、大変幅広いものがありますが、冒頭お話しした事例にもあるように、私は、木村知事に対して、障害者に対する福祉政策を大いに期待をしているところです。

特に本県では、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例を定めているところですが、まだまだ浸透し切れていないと感じるものがありますので、事例を挙げながら改善も要望したいと思います。

1例目は、重度の知的障害をお持ちの方が県立高校を受験された例です。なお、この方の例については、この場でお話しすることは御両親の了解をいただいております。

この方は、地元の小学校、中学校を卒業され、今年の春に県立高校を受験しましたが、定員内不合格となりました。

県教育委員会では、県立高校敷地内に、特別支援学校や分教室を設置したり、新たに高等支援学校を設立したりして対応もされていますが、この方の場合は、地元の友達と一緒に高校で学びたいと希望しての受験でしたので、残念な結果となりました。

私たちの会派では、本人や御両親からの意見を伺う中で、試験に際しての合理的配慮に欠けているのではと判断し、県教育委員会とも協議を行いました。

これまでも、県教育委員会では様々な対応をされてきたことは理解しますが、今回の件について、障害を理由とした不当な差別的取扱いにならないと回答をされたところです。

現在、この方は、合格できなかったことから、共に学ぶという就学の機会を失ったまま、行き場のない状態にあります。この方は、来年の受験に

ついて、まだまだ思案中のようですが、当面は、授業を体験できるような対応から、インクルーシブ教育を勧めてはと思いますが、いかがでしょうか。

もう一つの事例として、支援学校の整備についてです。

県でも、高等の支援教育を希望する生徒が増える中で、新しい学校の設置など、かなり進んでいると考えます。例えば、平成31年に設置され、令和元年度に新校舎ができた熊本はばたき高等支援学校を訪れる機会を得ましたが、大変設備も整い、すばらしい学校だと感じました。

一方で、昭和57年に高等部ができた熊本支援学校は、大変施設が老朽化して、トイレについては、施設も古いですが、使用に当たっても、小学4年生までの教室に隣接するトイレは、いまだに男女共用となっていることなど、保護者からどうにかならないだろうかと相談を受けています。

今回取り上げた事例は教育に関するものですが、障害者が直面している問題は、生きていく上で様々にあります。

本県は、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例を全国に先駆けて定めているところですが、障害者に対する福祉政策に対して、これからどのように進めようと考えておられるのか、知事にお尋ねいたします。

また、事例に挙げましたような障害のある子供への学びの対応や築50年を経過するような施設の老朽化に対して、県教育委員会ではどのように考えておられるのか、教育長にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 障害者に対する福祉政策についての私の考えをお伺いいただきました。

私は、皆さん御覧のとおり、生まれつき左手に障害を持ってきました。私自身が当事者であるか

らこそできる障害者政策は、私のライフワークと言えると思っています。

知事選の公約でも掲げました、障害は個性と言い切れる社会をいつの日か絶対つくりたいと思っています。

そのためには、まず、私自身が、県民の皆様と直接顔を合わせ、お話をする機会をたくさん持ち、その中で、埋もれかねない小さき声、弱き声にも耳を傾け、しっかりと受け止めながら政策を進めてまいりたいと考えております。

私は、前の副知事の在任中も、障害のある方の社会参加の促進のために、例えば、eスポーツのモデル事業を実施しましたりとか、就労支援の充実のために、農福連携の現場を積極的に訪ねたりしてきました。

また、4月に知事に就任した後も、障害者の音楽祭やスポーツ大会にも出席して、障害を持った方との触れ合いの機会を多く持ってきております。その経験や声を、県の取組の充実にしっかりと生かしていきたいと考えております。

あわせて、やはり全ての県民の皆様が、障害に関する理解を深め、障害の程度に応じた適切な配慮ができるよう、これまで以上に、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の基本理念の普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

本日議員が取り上げていただいた事例、2つございました。ともに教育に関するものですので、この後教育長から答弁されますが、いずれも重要な課題であると私自身認識しております。特に、前者の事例においては、私自身ちょっと聞いたり、また思った限りでは、特別支援教育のそもそもの意義ですとか、または、その本人の意思をどうやって尊重するかなど、根本的な議論の必要性があると感じています。引き続き、丁寧な意見交

換や他県の事例などをしっかり研究するように、教育委員会に要請をしております。

今後も、折に触れ、現場に出向き、県民の皆様の声に耳を傾け、より一層、条例が目指す共生社会の実現に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、障害のある子供の学びへの対応についてお答えいたします。

現在、高校入試における障害等がある受験者への配慮については、入学者選抜要項に基づき、検査時間の延長や問題用紙の拡大等を行うなど、公平性を担保しつつ、必要に応じ、個別に対応することとしております。

議員御紹介の方の事例につきましては、御本人の障害の状況等を踏まえ、別室での受験に加え、教育委員会の指導主事2名を派遣し、必要な支援を行うなどの配慮を行ったところでございます。

また、高校入試は、定員割れや障害の有無にかかわらず、各学校長が、その学校に期待される社会的役割や学科の特色等を踏まえ、その学校、学科で学ぶための能力や適性等を適切に判定し、入学を許可するものであります。

今回は残念な結果となりましたが、次年度の入試に向け、意見交換等を行いながら、御本人、保護者の方の思いや考えを改めて共有し、まずは希望に応じて学校の見学や授業体験ができるよう、調整を進めているところでございます。

次に、施設の老朽化についての対応についてお答えいたします。

県立学校の主な施設は、約半数が築後40年を超えていることから、令和3年3月に熊本県立学校施設長寿命化プランを策定し、現在、計画的に改修を進めています。

議員御指摘の熊本支援学校につきましては、現在、トイレ改修を含む整備内容について、学校と協議を行っており、令和7年度以降、順次、設計、工事に着手していく計画としています。

引き続き、子供たちの教育環境整備に向け、着実に取り組んでまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 知事から答弁をいただきましたが、障害は個性と言い切れる社会をつくりたいという知事の思い、これは、新たなステップに移行するんじゃないかと期待をいたします。

そこで、一つ進言したいのですが、内閣府障害者政策委員会の委員長である熊谷晋一郎氏は東大医学部出身で、木村知事も大変懇意にされていると伺っております。そこで、蒲島知事が五百旗頭氏を県政のアドバイザーとして登用したように、障害者支援の政策アドバイザーとして連携されてはどうでしょうか。

また、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例は、全国で4番目に条例化されましたが、政策制度を実現する上で、障害者当事者の参画を基本とするように改善をしてほしいという要望も伺っております。併せて御検討いただきたいと思えます。

また、教育長からも、知事と同様に、大変前向きな答弁をいただいたと思っております。JDF、日本障害フォーラムによりますと、障害者に対する教育は、脱施設、インクルーシブ教育の視点が世界から遅れており、分離に慣れ親しんだ社会からの転換が必要だとされています。そのような観点での県行政並びに教育の推進を今後期待して、次の質問に移らせていただきます。

熊本空港アクセス鉄道についてお尋ねいたします。

2034年度を目途に、熊本空港アクセス鉄道の計

画が進められています。この建設の是非に向けては、立憲民主連合会派では、議会でも取り上げ、いまだ賛成ということではありません。

ただし、今年度末に計画概要を取りまとめて報告するための調査費については予算の承認を行っており、その結果を受けて、また判断をしなければならぬと考えているところです。

問題点を挙げますと、まず、この鉄道利用の需要がどれくらいあるのかということです。現在示されている計画でも、開通当初の収支は赤字であり、黒字化するのはおよそ40年後です。将来の熊本空港アクセス鉄道の利用者を1日4,900人として算出していますが、熊本空港が国際線のハブ空港として利用されるようにならなければ、現在の利用客数のままでは、ずっと赤字が続くことになります。費用対効果の点において、大変疑問があります。

次に、当初は、運動公園利用者の利便性を高める目的も含めて、三里木駅から空港へ向かうルートであったものを、T S M C 関連企業の集積を見越して、肥後大津駅からのルートに切り替えました。また、三里木と原水駅の間には、菊陽町が新駅を設置されることとなっています。

さらに、肥後大津駅経由のルートの決定を受けて、肥後大津駅と空港駅の間に中間駅を建設する要望が上がっているとのこと。今年の年度末までに発表する計画内容では、その新駅の取扱いについては未定と伺っていますが、新駅の設置は、様々に問題を抱えていると私は思います。

もともと、この路線の計画の重要な要点は、空港利用者の定時性、利便性が起点となっています。今のところ、直接乗り入れる場合は最短で40分程度の見込みとしていますが、菊陽、大津の中間駅が加われば、時間の短縮は損なわれます。

加えて、T S M C の関係で道路の大変な渋滞が

発生していますが、空港や通勤者利用のため、朝夕の路線を増やせば、踏切の遮断により、ますます渋滞がひどくなるのは目に見えています。

また、これも以前から問題視されていますが、豊肥線は単線であり、列車と車や人身事故があると不通になりやすい路線です。昨日も事故が起っています。そのため、定時性を確保するには、高架路線にすべきだとの意見もあります。

最後に、財政負担についてです。

建設費については、現在の計画は、あくまでも国が3分の1まで補助率を上げた場合です。この見通しが立たなければ、県の負担は増すばかりです。もともと県民の利用は低いと言われているこの路線の費用負担を、果たして県民は納得するのでしょうか。

アクセス鉄道だけではなく、肥薩線も全面復旧するところでJ R の協力も取り付けていますが、この路線の沿線自治体は、費用負担について、県の財政支援を大いに期待しているようです。

アクセス鉄道も肥薩線復旧も、どちらも実施したいのはやまやまですが、限られた本県の財源の中、事業実施に当たっては、緊急性や重要性等の優先順位をつけて実施しなければなりません。

もちろん、公共事業だけでなく、県政は、ハード、ソフト、様々な事業を実施していかなければなりませんので、大規模な支出が必要な本事業は、それ相当の財政の見通しが立たなければ、事業は実施できないものと考えます。

以上の点を踏まえて、熊本空港アクセス鉄道の建設についてどのようにお考えか、木村知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) お答えいたします。

空港アクセス鉄道は、半導体関連産業集積地を含めた空港周辺における重要な交通インフラとし

て、熊本の発展に欠かすことのできない阿蘇くまもと空港のさらなる活性化を目指して整備するものでございます。

現在は、鉄道ルート線形の絞り込みなどを行うとともに、環境アセスメントや都市計画等の手続、整備着手に向けた準備をスピード感を持って進めているところでございます。

なお、空港アクセス鉄道の整備に当たっては、県財政の負担軽減に向けて、国から最大限の財政支援が得られるよう、しっかりと要望を行ってまいります。

今、本県は、これまでにないスピードで企業の集積が進んでいます。本年2月にはJASM第2工場の建設も発表されるなど、企業集積の進展に伴う交通需要のさらなる増加が見込まれます。

また、周辺自治体の取組も進んでおります。菊陽町では、大型土地地区画整理事業に着手されるとともに、JR豊肥線に新駅を設置するための準備が進められています。

さらに、大津町では、本年3月に肥後大津駅を中心としたまちづくり基本構想が策定され、その中で、空港アクセス鉄道のルート上に中間駅の設置を見据えた開発を行う方向性が示されました。

これらの取組は、利用者の利便性の向上や空港アクセス鉄道の需要の増加にも資すると考えており、今後、JR九州との協議を行う中で、速達性の観点も考慮しながら、総合的に検討してまいります。

なお、議員から御指摘いただきましたJR肥薩線の復旧は、これも、県政の最重要課題の一つである令和2年7月豪雨からの創造的復興を進める上で、被災地域の再生、発展に必要不可欠な事業であると考えております。

JR肥薩線の復旧とともに、私が目指す世界に開かれた未来の熊本県の姿、くまもと新時代に必

要不可欠である空港アクセス鉄道の実現を確実に成し遂げてまいりたいと考えております。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 知事から答弁をいただきましたが、熊本空港の利用拡大に合わせて、熊本空港のアクセス鉄道の必要性や重要性は理解できます。

ただ、質問に上げたように、様々な問題が内在しています。さらに、TSMC関連での朝夕の渋滞解消も待ったなしの状態があるのも理解しますが、計画的な都市計画と財政の健全化をしっかりと見据えて取り組まなければ、後世に大きな禍根を残す可能性があることを申し添えて、次の質問に移らせていただきます。

国の補充的指示と地方分権についてお尋ねします。

平成12年、今から24年前に地方分権一括法案が施行され、国から地方への権限と財源移譲が進み、国と地方は対等の関係へと移行してきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症対応の結果を踏まえて、第33次地方制度調査会で、国の地方に対する補充的指示という行政行為を地方自治法に加えるべきだという意見を踏まえて、地方自治法の一部改正案が今国会に提出され、先ほど成立したようです。

国の地方に対する指示権は、感染症法や災害対策基本法などの個別法の中でも規定されているところですが、今回の地方自治法改正案では、それらの個別法でも規定していない非常時に、国の補充的指示ができるようにするとされています。

一見、改正の中身は至極当たり前のように見られますが、そもそも、感染症の蔓延や大規模災害以外の非常事態とは何を想定しているのか、立法事実が不明です。

また、補充的指示をするために、パニックで混

乱している現場からの報告を求めるとしてはいますが、このことは、対応に当たっている現場職員に多くの負担をかけるものだと思います。

さらには、国からの補足的指示の内容が適切かどうかとも疑問点の一つです。

この法律改正の国会の質疑の中で、参議院の岸真紀子議員によりますと、熊本地震のときには、14日夜の前震を受けて、被災者は避難施設に避難しましたが、多くの被災者は余震を恐れ、屋外や車の中に避難していました。当時の総理大臣は、防災担当大臣に施設内に避難するよう指示しましたが、地元ではその指示を受け入れませんでした。直後の16日には前震を超える大規模な本震が発災し、多くの体育館施設が被災し、そこに避難していれば大変な死傷者が出ていただろうと想像されることから、当時の地元のよき判断が人的被害を防いだとされています。

また、新型コロナウイルスの蔓延時には、当時の安倍総理が全国一律に学校の休校を要請しましたが、突然の要請に、関係者や保護者が混乱し、まだ感染が広まっていない地域などは、必要性について疑問の声も上がるなど、混乱に拍車がかかったのではとされています。

これは、内閣の指示であっても、地方の現場に適切に対応できていない場合があるということです。

しかし、国の補足的指示という行為を地方自治法の中に盛り込めば、政府の地方自治に対する恣意的な不当介入を増やすことにつながることや地方自治体が思考停止になることが十分想定されることから、立憲民主党は反対をしており、全国弁護士会や全国知事会からも慎重な対応を求める意見書も出されています。

また、国会でも、それらの意見を踏まえ、政府案に対して、指示権発動後は国会に報告する修正

案が自民、公明、維新からも提出されています。

私も、地方分権の推進並びに地方自治の確立の観点から、この地方自治法の改正法案を非常に懸念しています。

木村知事は、総務省の御出身ですが、これからは、熊本県という地方自治体の長です。また、熊本地震の事例を述べましたが、当時は総務部長として知事の対応を助言されていたのです。その当時は、副知事が村田副知事だったと聞いておりますが、一緒になって対応されたと聞いております。現場のことは現場に任せてほしいということは、身をもって体験されていると存じます。

今回の地方自治法の一部改正による国の補足的指示について、県内自治体の取りまとめをする長として、また、配下の県職員とともに地方分権の推進をする立場で、どのように受け止められているのか、お尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 地方自治に関する御質問でもありますので、ちょっと長めになりますけれども、私の思いを含めて述べさせていただきたいと思います。

私が、やはり日本全国津々浦々のこの地方のそれぞれが持つ魅力をさらに高めたいという強い思いを抱いて、昔の自治省に入省したのが平成11年の4月でした。ちょうどその年の7月に地方分権一括法が成立いたしまして、その法改正によって、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねましょう、そして、事務処理に関することは、その法令によらなければ、地方自治体は国の関与を受けることはないという、対等、協力の関係が明記されました。

私は、国家公務員、地方公務員通じて、公務員24年9か月働いてまいりましたが、そのうち15年と11か月は、本県をはじめとする地方公共団体で

の勤務です。住民の命と暮らしを守るため、地方自らの判断と責任によって施策を実施する地方自治の重要性は、誰よりもこの地方での勤務経験を通じて十分に認識しております。その思いは、もう知事になった今も何ら変わることはございません。

その11年の法改正で、大規模な災害とか感染症の蔓延などの国民の安全に重大な影響を及ぼす事態においても、国と地方公共団体との関係は、法令に基づくところにより適切に役割分担をして対応するということが求められていて、これは今も変わらないわけであります。

しかしながら、やっぱり令和2年のコロナのことを思い出さざるを得ません。令和2年2月に、いわゆるダイヤモンド・プリンセス号の中で新型コロナウイルス患者が集団発生した際には、その当時の個別法である感染症法の規制では想定されない事態が発生した。つまり、その入院患者の移送について、都道府県の区域を越えた対応が必要となって、当時の政権、国は、その法令によることなく、地方公共団体の調整の役割を果たさざるを得なかったのであります。

私も、コロナの後、10月に副知事でこちらに就任しましたがけれども、やはりコロナの当時は、国による統一的な方針や対応を求めているのは、むしろ私たち地方側だったこともちょっと忘れてはいけないと思っています。

今後も、個別法では想定し得ない事態で、国民の生命、身体または財産の保護のための措置が必要となる事態は、やっぱり発生し得ると思っています。こうした事態に備えて、国による地方公共団体への補充的指示は、一定の範囲で必要と認識しておりまして、今回の自治法改正で、あらかじめその指示が可能となる要件とか手続を定めておくことは適当であると考えております。

なお、議員が御紹介された熊本地震に係る国の要請のこと、私も本当に今あの日のことを思い出しますが、今回の自治法改正案で定める補充的指示とは、ちょっとそのときの国の要請は似て非なるものだとは私は思っています。補充的指示として、拘束力のある屋内避難を求めるような指示がなされる可能性は極めて低いとは私は思っていますけれども、万が一、もし同様の指示がなされた場合は、私は、知事として、あのとき同様、断固拒否しますから、そのことも申し添えておきます。

今回の法改正によりまして——しかしながら、やっぱり私も、地方自治、地方分権を理想として歩んできた人間として、今回の法改正において気になることはやはりございます。地方分権改革で実現した国と地方公共団体の対等な関係が損なわれることがないように、次の2点について、やっぱり厳格な制度運用が必要と考えています。

まず1点目は、国の補充的指示権の行使に当たっては、やはり事前に国と地方公共団体が適切な協議、調整を行うべきだと思います。指示を受ける地方の現場に混乱を招くことなく、実効性のある指示とするためには、国、地方双方が互いに協力して、あらかじめ十分に情報共有することが不可欠だと私は思っています。

そしてまた、もう一つは、国の指示権がもし行使された場合には、十分な事後検証を行うことです。その指示権行使が真に必要なものであったか、また、地方自治の本則にのっとり目的達成のための必要最小限度のものであったかどうかなどについて、やっぱり議論して、より適切な運用となるよう、不断の検討、検証が必要だと思います。また、同一の事態が発生した際には、再度地方自治法に基づく補充的指示の行使がなされないように、国と地方公共団体の役割分担に関して、

やはりその案件を踏まえた個別の立法化が速やかに検討されることも条件だと思っております。

こうした点は、本日午前中に可決された国会審議において、法案も修正され、また、附帯決議も出たと聞いております。そこで一部反映されていると聞いております。

引き続き、国と地方公共団体の対等な関係の下で、適切にこの制度が運用されるように、地方自治の現場に立つ知事として、国の動向を注視して、必要な対応をしっかりと国に求めていくこともやってまいりたいと思います。

以上でございます。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 この質問は、木村知事の琴線に触れたようで、詳しい答弁となりました。

私なりに要約すると、知事の認識は、今回の法改正は必要であり、事前協議を踏まえた上での指示権行使と指示権行使後の事後検証が必要であり、その結果、個別法の立法化に資するものだということであるが、熊本地震と同様な指示があれば、知事として拒否をするという答弁で、少し安心をいたしました。総務省の出身でありますけれども、これからは、地方分権を担う知事として、国との対等な関係を維持するように取り組んでいただきたいと重ねてお願いします。

また、様々な文献を見る中で、今回の国の補充的指示については懐疑的な意見が多いので、政府の運用については、しっかり注視していかなければならないことを申し添えて、次の質問に移ります。

県職員に対する思いと人材確保についてお尋ねいたします。

木村知事は、総務部長、副知事の経験もされ、本県職員とも相互理解が進んでいると存じます。

前蒲島知事は、県の職員に対して、就任当時、

皿を割る覚悟でしっかり頑張してほしい、責任は私が取ると激励し、その後、北部豪雨災害や熊本地震、新型コロナウイルス感染症、そして令和2年7月豪雨災害の対応で頑張っている職員を、日本一の職員として評価されたところです。

一方で、T S M C進出をチャンスと捉え、木村知事も、経済の効果を上げるために様々な課題に取り組むと存じますが、職員の業務も多忙にわたっていますし、社会変化の中で働き方改革も進み、男性の育休取得促進や長時間労働の是正など、勤務マネジメントも難しいものがあります。

それとは別に、今公務員に就職希望をする人が非常に減っています。熊本県も同様で、以前から、技術職、教員職、病院等、専門性を求める職員の不足を訴えてきましたが、近年では、一般事務職でもそのような傾向が見られ、民間企業だけではなく、各自治体で人材獲得競争が激化しています。

昨年度の採用試験での募集人員は、大卒程度、高卒程度、任期付などを単純に足し合わせただけでも240名以上の採用を予定していました。しかし、本年4月の知事部局の採用者数は210名程度でしたので、内定辞退がかなりあったことが推察できます。本来は、もっと採用者が確保できたのではないのでしょうか。

このような中、県では、6月に実施している大学卒業程度の採用予定人員の一部を前倒しして、4月にS P I方式の春期試験を実施したり、獣医師確保については国に制度要望に掲げるなど、積極的な人材確保に取り組んでいることを承知しています。

しかし、これからの少子化の中、人材確保は容易ではありませんし、県下の自治体市町村はさらに厳しい状況があり、これまでも県が垂直補完で人材を派遣してきていますが、今後は、さらにその

要望が強まり、県の職員確保は県政の大きな課題になると私は考えています。

以上の点を踏まえ、木村知事に、県職員に対する思いと人材確保についてお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 県職員に対する思いと人材確保についてお尋ねをいただきました。

蒲島前知事は、皿を割ることを恐れるなというメッセージの下、職員をチャレンジ精神あふれる集団に成長させ、熊本によき流れを引き寄せたと思っております。私は、県職員には、継続して、この皿を割ることを恐れるなを精神を持ちながら、果敢にチャレンジしてほしいと思っております。

私自身は、仕事は楽しくがモットーでございます。職員が生き生きと楽しく仕事をしてこそ、創造的な行政運営が可能となると思っております。

そのような思いから、知事就任直後、速やかに、よかボス宣言を行いました。職員の悩みには私が直接向き合い、開かれた創造的な県庁をつくること、また、県庁組織からパワハラをはじめとするあらゆるハラスメントを一掃し、働きやすい職場にすること、そして、育児とキャリアアップの両立を支援するなど、子育て世代の職員の活躍を後押しすることなどを職員に向かって宣言いたしました。

職員の評価に当たりましては、働きやすく悩みを打ち明けやすい和気あいあいとした職場づくりですとか、若手職員の人材育成、自己啓発や社会貢献に優れた姿勢などもしっかりと見ていきたいと思っております。

私は、職員の幸せなくして県民の幸せはないと思っております。私自身が県庁のリーダーとして、この信念を貫きながら、県民が主人公の県政をつくってまいりたいと考えております。

次に、人材確保についてお答え申し上げます。

本県では、これまで、職員数を維持することを基本に定員管理を進めてきました。近年、災害からの創造的復興や半導体関連産業の集積などに伴う新たな行政需要など、県に求められる役割は増大しており、今後も、職員の数を減らすことなく、必要な人員をしっかりと確保していく必要がまずあると考えております。

一方、議員御指摘のとおり、近年の職員採用は、受験年齢人口の減少や民間、国との人材獲得競争が激化して、非常に厳しい状況にあります。

県では、これまで、総合土木職の採用試験の一部前倒しですとか、民間企業で広く活用されていますSPI試験の導入なども行ってまいりました。

これに加えて、多くの方々に熊本県庁を働く場として選んでいただける職場づくりに努めてまいることが重要であると考えております。

県が率先して、テレワークなどの柔軟な働き方でワーク・ライフ・バランスを積極的に推進するとともに、風通しのよい職場環境を構築し、県庁の魅力向上に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 職員の幸せなくして県民の幸せはないという考え、そして、働きやすい職場、風通しのよい職場を目指すという県職員に対する思いを聞かせていただき、県職員を経験した私としては安心をいたしました。

午前中、副知事の起用説明もありましたが、今議場には女性の部長が2人おります。女性職員の登用についても、木村知事の県職員等への配慮を感じているところであります。

知事は、リーダーであり、その意向を受けて頑

張るのが職員です。ハラスメントを一掃するという言葉もいただきましたが、能力の高い知事です。御自身で仕事をするほうが早いという判断も多いかと思いますが、職員を信じていただき、くれぐれもパワハラ発言などはないようお願いをします。

続いて、日中交流の促進についてお尋ねいたします。

ロシア・ウクライナ戦争や米中の経済対立が進む中、日本の中国やロシアとの交流が以前にも増して停滞しています。加えて、政府の日米同盟の強固な連帯の発言や日米軍事演習の強化が進む一方で、台湾沖の中国軍の演習風景が報道されるなど、台湾有事が発生し、日中間の紛争が起きるのではないかと大変危惧をします。沖縄をはじめ、九州は台湾に近いので、有事が起こると大変なことになります。

一方で、中国とも古来より隣国として交流を続けており、第二次世界大戦では敵対しましたが、1972年の日中国交回復後、各県、市町村が中国の都市と姉妹提携を行い、以後、交流が続いています。

本県も、広西壮族自治区と40年以上にわたる交流を続けています。

冒頭述べたように、台湾における緊張が高まる中、有事が起こらないようにするために、九州自治体議員の有志で、日中不再戦、平和友好を進める会を結成し、私もその一員として、先日訪中団を結成し、日中友好を進めてまいりました。

北京では、元駐日大使の程永華先生との懇談や北京政府、南京市の江蘇省政府の方など多方面の方々と意見交換をする中で、互恵的な関係を保ち続け、日中友好を進めていくことが、これからも大変重要であるということで一致いたしました。

また、抗日戦争記念館や南京大虐殺記念館も訪

問いたしました。そこには、戦争で悲惨な体験をした市民の写真や記録が展示はしてあるものの、反日をあおるような資料館では決してなく、二度と戦争を起こしてはならない、全世界の平和を希求するという基調でまとめられており、感心をいたしました。

また、私たち日本人と分かる一行に対しても、白目を向けるような中国の方はおらず、市民の中には、日本人を排除する空気感は全くなかったことをこの場で伝えさせていただきます。

台湾有事については、中国国内では全く問題となっておらず、日本国内のほうが有事の喧伝をする報道色が強いと感じたところです。

私たちの訪中団だけではなく、今年に入って、友好交流推進のため、沖縄の議員団や創価学会の若者の訪中団の記事を目にして、友好交流の再開機運が高まっていると考えます。

政府も、ようやく日中韓の首脳会議を始めましたし、本県にも、中華人民共和国の駐福岡総領事に新たに就任した楊慶東氏が木村知事を表敬され、友好交流の推進に向けて、和やかに会談されたと伺っています。

一昨年（2022年）の9月質問では、私は、前蒲島知事に、日中友好50周年を記念して、本県と広西壮族自治区との交流事業を要望しましたが、当時は、まだ新型コロナウイルス感染症禍でオンラインでの表敬活動しかできないということでした。しかし、今はそれがなくなっていますから、いよいよ交流活動を再開してはと思います。

T S M C 関連で台湾との経済や人的交流も盛んになっていますが、本県が国際的に開かれた県になっていくことは大いに歓迎します。

同様に、中国との民間交流も以前と同様に活発化することで、人的や経済関係の信頼を高め、そのことが台湾有事を避ける一因となり、平和な社

会実現につながると私は考えています。

これからの本県と広西壮族自治区との交流、そして日中友好交流をどのように進めていかれるのか、知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 熊本県と中国・広西壮族自治区とは、1982年に友好提携を締結して以来、訪問団や青少年の相互交流をはじめ、貿易、教育、医療など、幅広い分野で友好関係を築いてまいりました。

また、中国とは、熊本地震、四川大地震、新型コロナウイルスの感染拡大時など、互いにお見舞いや支援物資を送り合い、苦難のときも助け合い、かけがえのない歴史を重ねてまいりました。

2022年は、日中国交正常化50周年とともに、本県と広西壮族自治区にとっては、友好提携40周年という節目の年でありました。コロナ禍でありましたので、両国間の往来が難しかった中、トップ同士のオンラインでの会談ですとか、大学生のオンラインでの交流など、40周年を祝う様々な取組を行うことができたところであります。

そして、コロナ禍が収束を迎え、本年1月には、蒲島前知事をトップとする訪問団が、くまモンとともに6年ぶりに中国を訪れ、広西壮族自治区の幹部と面会するとともに、広西大学や上海の復旦大学においては、蒲島前知事自ら講演を行っております。いずれの訪問先でも、訪問団を大変温かくお迎えいただいたと聞いております。

日中関係は、国レベルでは様々な困難もありますが、そのような時期こそ、地方レベルの交流の積み重ねが、お互いの信頼を築き上げる土壌をつくり、日中両国の友好の礎になるものと確信しております。

特に、新時代を担う若者同士の交流は、海外への興味を深め、国際感覚を醸成するために大変重

要であると考えております。そのため、コロナ禍で中断しておりました広西壮族自治区との青少年交流につきましては、今年夏頃に再開すべく準備を進めております。

また、8月には、広西壮族自治区から海外技術研修員として医師1名の派遣を受け入れ、熊本市内の医療機関において、半年間研修を実施する予定となっております。

このように、広西壮族自治区、そして中国との交流は、再開の動きが広がっております。今後、このような友好交流、経済交流について、引き続き、両国にとって実りのあるようなものになるよう進めてまいります。

まだ具体的なプランはございませんが、新しく熊本県知事に就任した以上、私自らも早いうちに中国を訪問したいと考えております。

以上でございます。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 コロナ禍で中断していた広西との青少年交流を今年の夏にも再開するという事で、期待いたします。若いうちに様々な国を見聞するということは大変重要でありますし、隣国の中国を理解していくことが、米中政府間の対立に巻き込まれることなく互恵関係を継続し、発展的な両国間の関係が保たれます。本県と姉妹提携の広西壮族自治区の交流を中心に、これからも、日中、そして北東アジア地域の交流促進を担う熊本県となるよう期待して、質問を終わります。

最後に、熊本県旅行助成事業「くまもと再発見の旅」調査委員会報告についてお尋ねいたします。

この件については、昨年の9月に、代表質問において鎌田議員からも質疑が行われています。対応の遅さや不正受給に該当する部分があるのではないかという指摘を受けているところです。

ようやく4月11日に、第三者委員会による報告書も提出されましたが、いまだ関心のある多くの県民からも疑問の声が聞かれますので、改めて議会の場で質問をさせていただきます。

報告書では、冒頭、「令和5年9月7日付け「熊本県旅行助成事業の不適切な運用に関する県幹部の見逃し指示につきまして(通報)」による外部通報に係る通報対象事実について公平かつ中立な観点から客観的な調査等を行った結果を報告するものである。」とされています。この文言だけを言っても、何を言っているのかよく分からなくなります。さらには、71ページにもわたる報告書で、読み解くのもなかなか骨の折れる報告書となっています。

私なりの解釈になると思いますが、今回の事業に当たって最大の要因とされているのが、この事業の助成要件が明確でなかったこと、そのことで担当者の認識がそれぞれボタンの掛け違いのようにずれてしまったこと、そして、公益通報制度により、事業の内容が適切に処理をされていないのではないかという通報に至ったが、不適切受給は認められず、上司による、事業をうやむやにするような発言も確認ができなかったとされています。

また、報告書の最後に、今後同様な案件が発生しないような措置として、1、「検証できる体制づくり」、2、「疑義が生じた場合の姿勢」、3、「旅行者への名誉回復措置」の3点を提示して取りまとめています。

また、報告書の冒頭部分には、弁護士の委員で構成された報告書らしく「公益通報者保護法を順守し、通報者を特定したり、通報者と思われる職員に対して公益通報をしたことを理由として、不利益な取扱いをしないようにすること。」という公益通報制度の堅持と通報者の保護がしっかりと

述べられています。

さて、質問ですが、9月の鎌田県議の質疑の中で、タクシー券の未利用費用として160万円相当が、県担当部局の調査で確認されています。これについて、立憲民主連合会派では、不適切受給相当分の補助金として、旅行者に返還を求めるべきではないかとしています。

残念ながら、この補助金については、第三者委員会の報告書では、タクシー未利用を制度としては認めています、未使用に係る補助金については疑問があります。

一般的な補助金制度では、交付した補助金で未使用の補助金があれば、事業完了届と同時に、未使用の補助金を返還するのが常識です。この事業は、国からの交付金を活用していますから、国の会計検査を受けることになります。もし会計検査院から返還の指摘を受けることになれば、県としての整合性は取れないのではと考えられます。

もう一点、旅行者に対する名誉回復措置が提言されています。この点を担当部局にお尋ねしても、いまだ対応ができていないとのことでした。

この報告書が提出されたのが本年4月11日です。第三者委員会が設置されたのが昨年10月5日で、報告にも相当時間がかかっていますが、回答に対する県の対応も相変わらず遅い。全てがうやむやになっていくのを待っているような対応を感じるのには私だけではないと考えます。

さて、木村知事にお尋ねしますが、全く新しい知事であれば、よく分からないことも多いと答弁をずらされることもあるかと思いますが、木村知事は、当時の副知事です。所管は異なるといえども、事柄がこれだけ大きくなり、第三者委員会を設置するまで至ったことから、全容を把握していると存じます。本来なら、蒲島知事にしっかりとお尋ねすべきと思いますが、既に県政は木村知事

にバトンタッチされています。先ほど述べた疑問点に、これからの対応を踏まえて、お答えをいただきたいと思います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) まず、タクシー券未利用分に係る助成金につきましては、今回の助成事業は、タクシーなどの交通サービスと飲食などのサービスをセットにした旅行パック商品の販売に対して助成するものでございますので、一部のサービスを自己都合でキャンセルされても、当該助成金の決定に関して問題はないと考えております。

この点については、調査委員会の報告書においても、「仮に旅行者がタクシー券を使わなかったとしても、それは旅行者の権利の放棄であり、助成要件には影響がない。」と、同様の見解を示しておられます。

次に、報告書提言を踏まえた県の対応についてありますが、検証できる体制づくりと疑義が生じた場合の姿勢については、4月に、業務の的確、適正な執行を求めるよう全職員に通知を発出いたしました。また、6月には、職員一人一人が取るべき行動の規範を示した熊本県職員行動規範を改正し、ガバナンスの強化を図っております。

さらに、観光戦略部においては、再発防止に努めるため、改善策に取り組んでいます。

名誉回復措置につきましては、現在、対象となる旅行業者と意見交換を行っており、丁寧な対応を心がけながら、納得の得られる措置となるよう検討を進めております。

以上でございます。

○議長(山口裕君) 西聖一君。——残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 160万円のタクシー未利用の点についてですが、助成金の決定については問題ないと

いう答弁ですが、この点はどうしても合点がいきません。理由は、質問の中でも述べましたので、繰り返しては申し上げませんが、私も県の職員として補助金業務に携わってきた者として、補助金の運用の点から問題があるということを再度申し上げたいと思います。

また、名誉回復措置は、報告書提出後2か月もたっているのにまだ決まっていないということです。丁寧な対応とはいうものの、ずるずると対応を引き延ばしているようにしか見えないと思います。今後の対応をしっかりと注視していきたいと思っています。

以上で通告した質問は終了いたします。

終わりに当たりまして、木村知事は、まだ当選して2か月余りですが、忙殺される日々をお過ごしだとは思います。

当選当時の高揚感に比べ、県政のかじ取りをする中で、改めて知事としての重責や発言の重みを感じていることと存じます。

このような中で、今日は真摯な答弁をいただきましたし、県民の声をしっかりと受け止める姿勢や熊本の将来像のビジョンも伺うことができたと思います。

ただ、これからも議論を続けていかなければならない課題も見えてきた感じを持っています。

冒頭で述べましたが、木村知事にとって、本日の私の質問が良薬と感じたか、毒を盛られたと感じたか、心中ははかりかねますが、県民の期待に応えていく真摯な木村知事には、私たちの会派もしっかりと連携、対応していくことを最後に申し上げて、質問を終わります。

議員各位におかれましては、最後まで御清聴いただきまして、誠にありがとうございました。

(拍手)

○議長(山口裕君) 以上で本日の代表質問は終了

いたしました。

明20日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第3号のとおり
といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時39分散会

